

中央会時報

2004

No.94

石川県中小企業団体中央会

石川県における中小企業の労働事情



- 平成15年度中小企業労働事情実態調査報告
- 平成15年度労働経済白書の概要について
- 石川県の最低賃金について
- 在職老齢年金制度の改正について
- モノづくり支援センターのご案内
- 自動車リサイクル法の概要について
- お知らせ

目次

石川県における中小企業の労働事情

～平成15年度中小企業労働事情実態調査より～

- ・ 調査のあらまし 1
- ・ 回答事業所の概要 2
- ・ 調査結果の概要 4

平成15年度労働経済白書の概要について

..... 19

石川県の最低賃金について

..... 26

在職老齢年金制度の改正について

..... 27

モノづくり支援センターのご案内

..... 29

自動車リサイクル法の概要について

..... 31

お知らせ

- ・ 平成16年度石川県商工労働部の主要施策について 37
- ・ 個別専門相談室開催のご案内 42
- ・ 平成16年度中央会役員会、表彰式並びに通常総会の日程について 42
- ・ 第56回中小企業団体全国大会（新潟県）について 43
- ・ 市町村合併にともなう定款の変更事項等について 44
- ・ 頑張ってます！石川の中小企業診断士 46

相談
コーナ
ー

日常の法律問題あれこれ 48

弁護士 久保 雅 史

日常の経営問題あれこれ 51

中小企業診断士 坂 井 昭 衛

石川県における中小企業の労働事情 ～平成15年度中小企業労働事情実態調査より～

調査のあらまし

1. 目的

本調査は、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに時宣を得た中央会労働指導方針の策定に資することを目的として、全国一斉に実施した。

2. 調査機関

石川県中小企業団体中央会

3. 調査実施方法

郵送による調査

4. 調査対象事業所数

1,000企業

5. 調査時点

平成15年7月1日現在

6. 調査実施期間

平成15年7月1日より7月15日まで

7. 調査内容

- (1) 経営に関する事項
- (2) 労働時間に関する事項
- (3) 雇用に関する事項
- (4) 賞与に関する事項
- (5) 人材確保と教育訓練に関する事項
- (6) 育児・介護休業に関する事項
- (7) 新規学卒者の採用に関する事項
- (8) 賃金改定に関する事項

回答事業所の概要

1. 回答事業所数

石川県内の中小企業1,000事業所を対象に調査を行った。その結果、回答数は307事業所（回答率30.7%）であり、内訳は次の通りであった。

また規模別では、従業員が100人未満の事業所が多数を占めた。

回答事業所の業種別・規模別構成

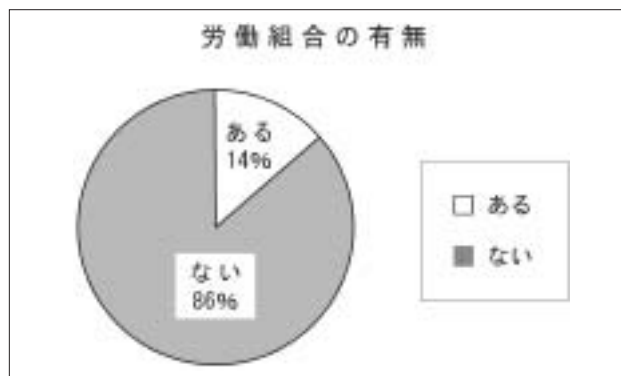
(単位：事業所)

業 種	回 答 数 (事業所)	規 模 (従業員数)			
		1~9人	10~29人	30~99人	100~300人
食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	23	2	9	11	1
繊維・同製品製造業	23	5	8	8	2
木材・木製品、家具・装飾品製造業	20	7	11	1	1
出版・印刷・同関連産業	16	2	6	7	1
窯業・土石製品製造業	10	4	4	2	0
化学工業、石油・石炭製品製造業	2	0	0	2	0
鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業	39	7	12	17	3
一般・電気・輸送用・精密機械器具	30	0	9	15	6
パルプ・紙加工品、プラスチック製品、その他の製造業	16	2	6	8	0
製造業計	179	29	65	71	14
運 輸 業	20	3	8	10	1
建 設 業	33	5	13	15	0
卸 売 業	24	6	13	5	0
小 売 業	26	12	9	3	2
サービス業	25	6	10	5	4
非製造業計	128	32	51	38	7
事業所合計	307	61	116	109	21

2. 労働組合の有無

労働組合が「ある」と回答した事業所は14%と全体的に少なかった。

さらに業種別で有無を見てみると、製造業は17.9%で、非製造業（8.6%）より多く労働組合が結成されていた。



業種別労働組合の有無

(単位：%)

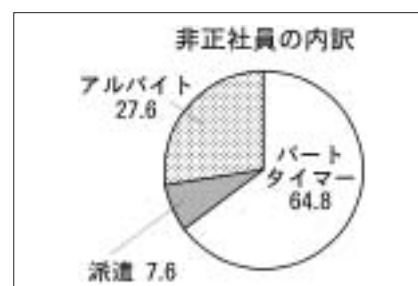
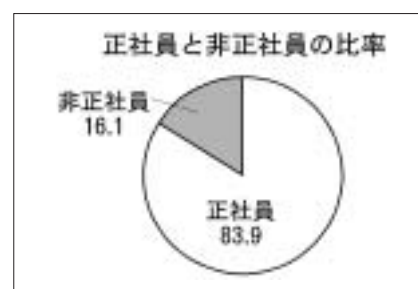
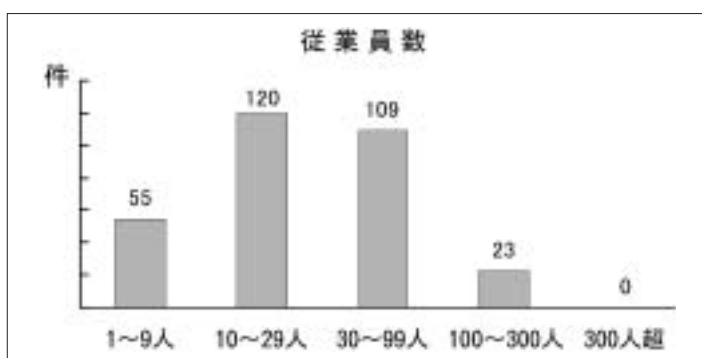
業 種	あ る	な い
食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	4.3	95.7
繊維・同製品製造業	34.6	65.2
木材・木製品、家具・装飾品製造業	10.0	90.0
出版・印刷・同関連産業	18.6	81.3
窯業・土石製品製造業	10.0	90.0
化学工業、石油・石炭製品製造業	0.0	100.0
鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業	15.4	84.6
一般・電気・輸送用・精密機械器具	36.7	63.3
パルプ・紙加工品、プラスチック製品、その他の製造業	0.0	100.0
製 造 業 計	17.9	82.1
運 輸 業	15.0	85.0
建 設 業	6.1	93.9
卸 売 業	4.2	95.8
小 売 業	3.6	96.2
サービス業	16.0	84.0
非 製 造 業 計	8.6	91.4
事 業 所 合 計	14.0	86.0
全 国 合 計	8.1	91.9

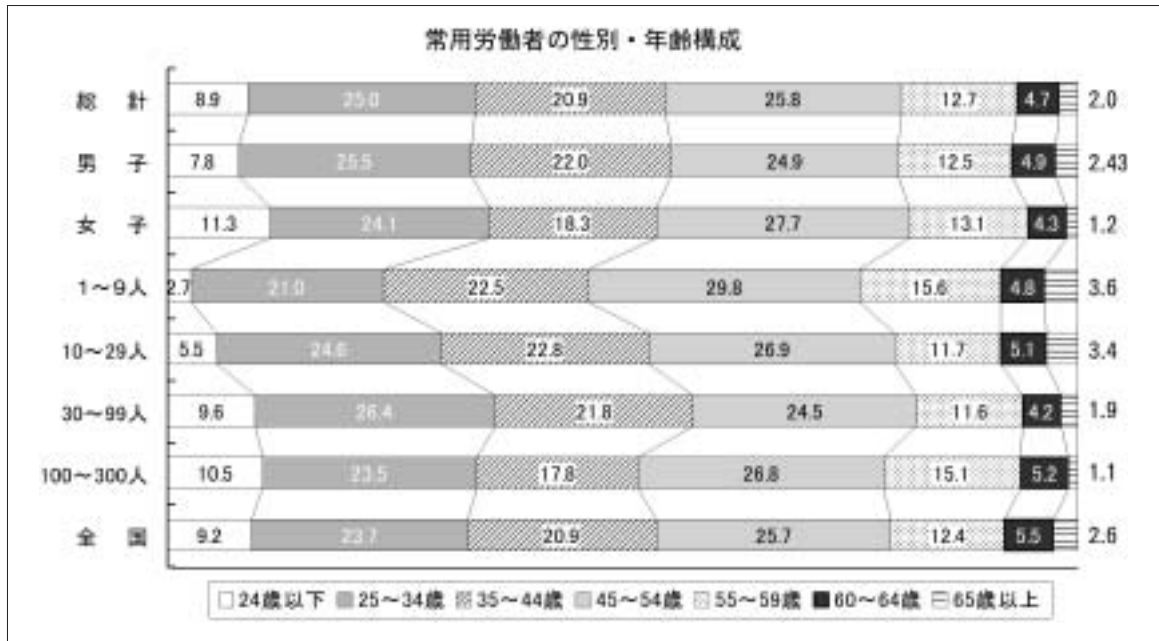
3. 従業員数と通常労働者の構成

従業員数は「10～29人」(120件)の事務所が最も多く、次いで「30～39人」(109件)、「1～9人」(55件)となっている。

従業員に占める正社員の比率は83.9%で、それ以外の非正社員の内訳は、パートタイマーが10.5%、派遣が1.2%、アルバイト・その他が4.4%であった。

常用労働者数は総数11,310人で、性別内訳は男子7,876人(69.6%)、女子3,434人(30.4%)となっている。





調査結果の概要

1. 経済の状況

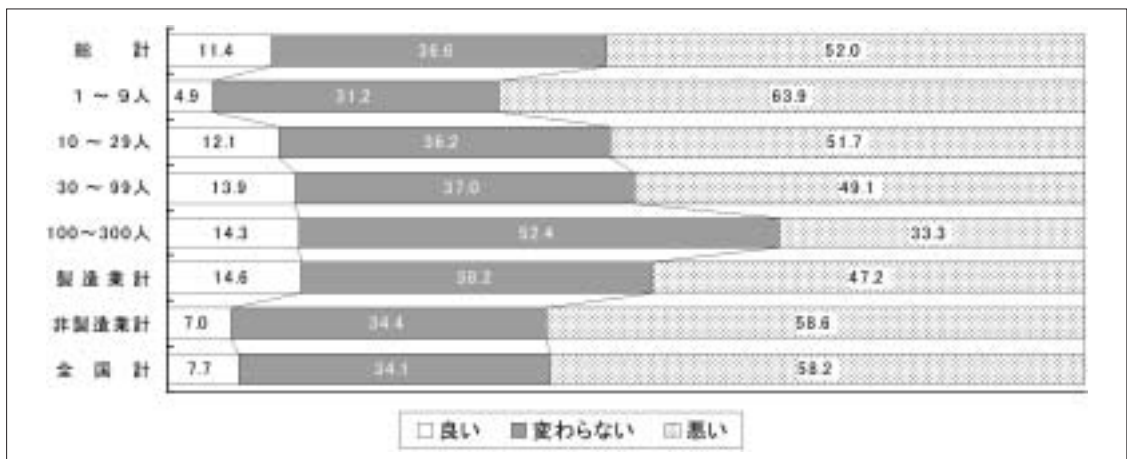
(1) 現在の経営状況

1年前と比べた石川県内中小企業の現在の経営状況は、「悪い」と回答する事業所が52.0%と半数を超え、「変わらない」が36.6%、「良い」が11.4%の順となっている。

また規模別では、事業所規模が大きい「100～300人」で14.3%が「良い」と回答したのに比べ、規模が小さい「1～9人」では4.9%と、経営状況は悪い。

さらに業種別では、製造業が「良い」14.6%、「悪い」47.2%、非製造業が「良い」7.0%、「悪い」58.6%と、製造業に比べて非製造業の経営状況が悪い。

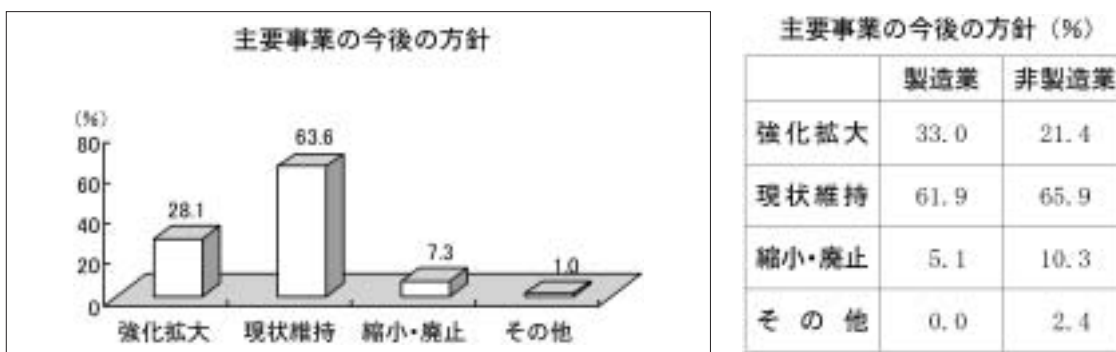
現在の経営状況



(2) 主要事業の今後の方針

厳しい経営状況の中、現在行っている主要な事業に対する今後の方針は、「強化拡大」が28.1%、「現状維持」が63.6%を占めた。その一方「縮小・廃止」と回答する事業所が7.3%あった。

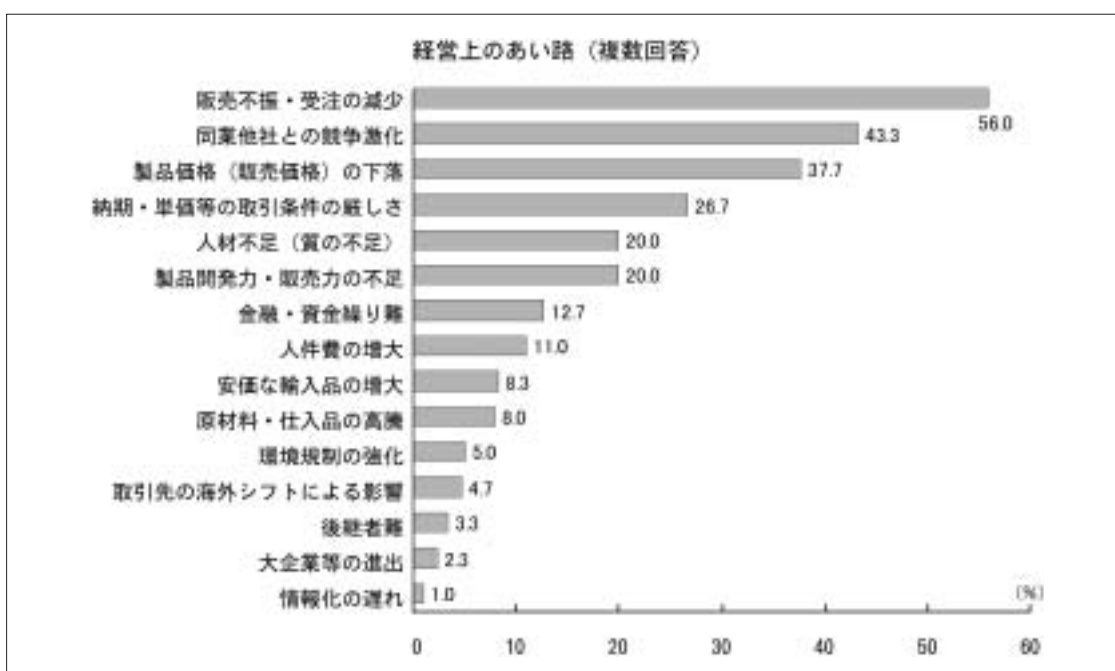
また業種別に見ると、製造業では「強化拡大」33.0%、「現状維持」5.1%で、非製造業では「強化拡大」21.4%、「現状維持」10.3%となっている。



(3) 経営上のあい路

中小企業を経営していく上で障害となっていることについての設問に対して、「販売不振・受注の減少」(56.0%)、「同業他社との競争激化」(43.3%)が前年度と同様1位と2位を占め、長引く不況とデフレ経済の中で売上の減少と同業者間の競争激化が続いていることがうかがえる。

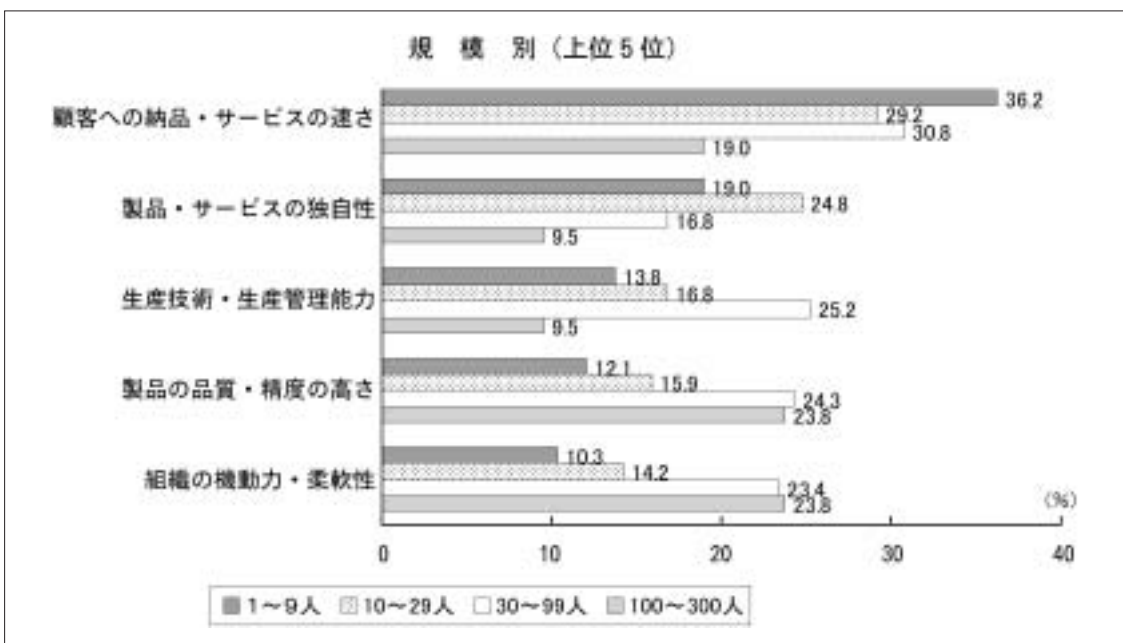
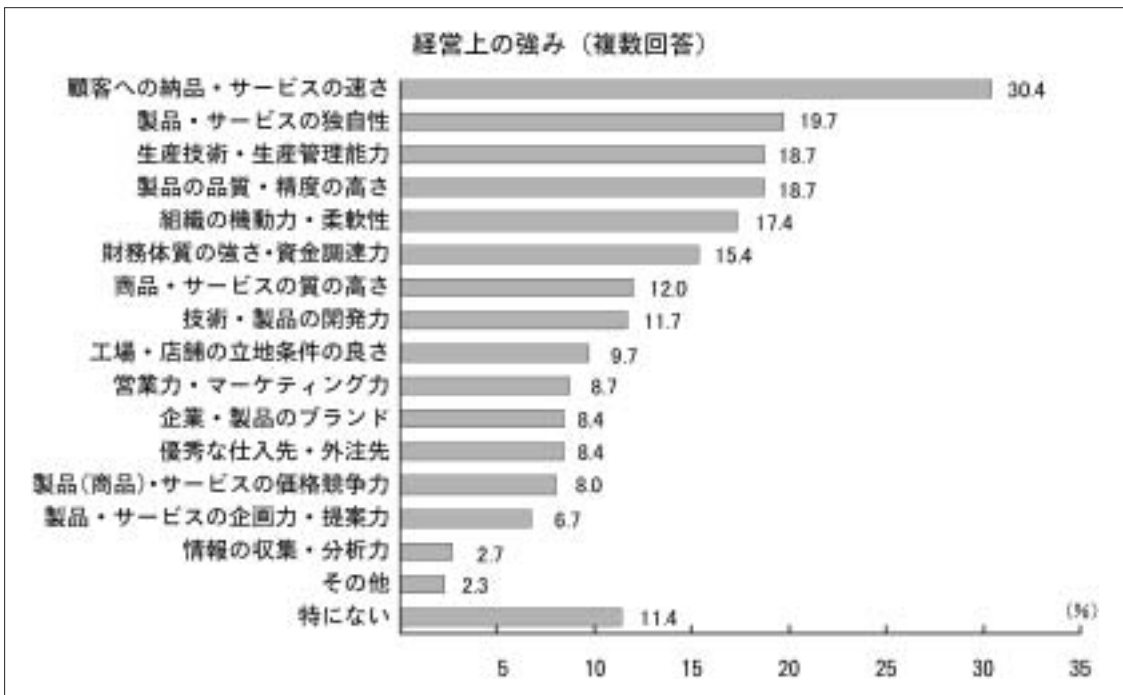
また、過去4年間の推移で見ると、「販売不振・受注の減少」がすべて50% (複数回答) を超え、1位を占めている。2位は「同業他社との競争激化」、3位は平成12年度が「納期・単価等の取引条件の厳しさ」、平成13年度からは「製品価格 (販売価格) の下落」となっている。



(4) 経営上の強み

中小企業等が持つ経営上の強みについての設問に対して、「顧客への納品・サービスの速さ」(30.4%)、「製品・サービスの独自性」(19.7%)が1・2位を占めた。

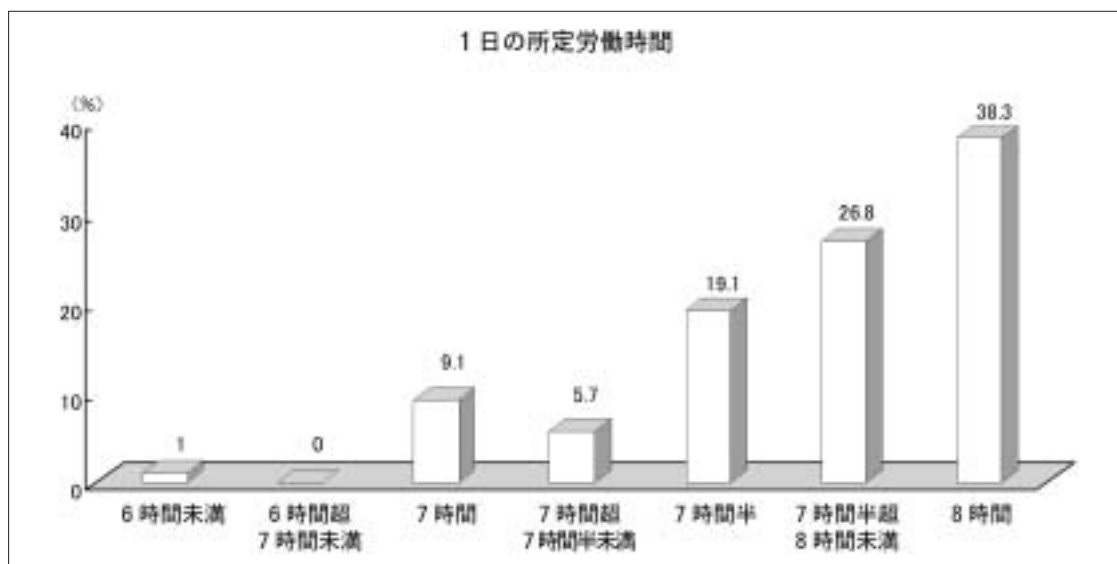
上位5位までを規模別で見ると、「1～10人」の事業所では「顧客への納品・サービスの速さ」(36.2%)、「製品・サービスの独自性」(19.0%)が1・2位を占めたのに比べ、「100～300人」の規模が大きい事業所では、「製品の品質・精度の高さ」、「組織の機動力・柔軟性」がともに23.8%で1位を占めており、事業所の規模によって強みの違いがうかがえた。



2. 経営の状況

(1) 1日の所定労働時間

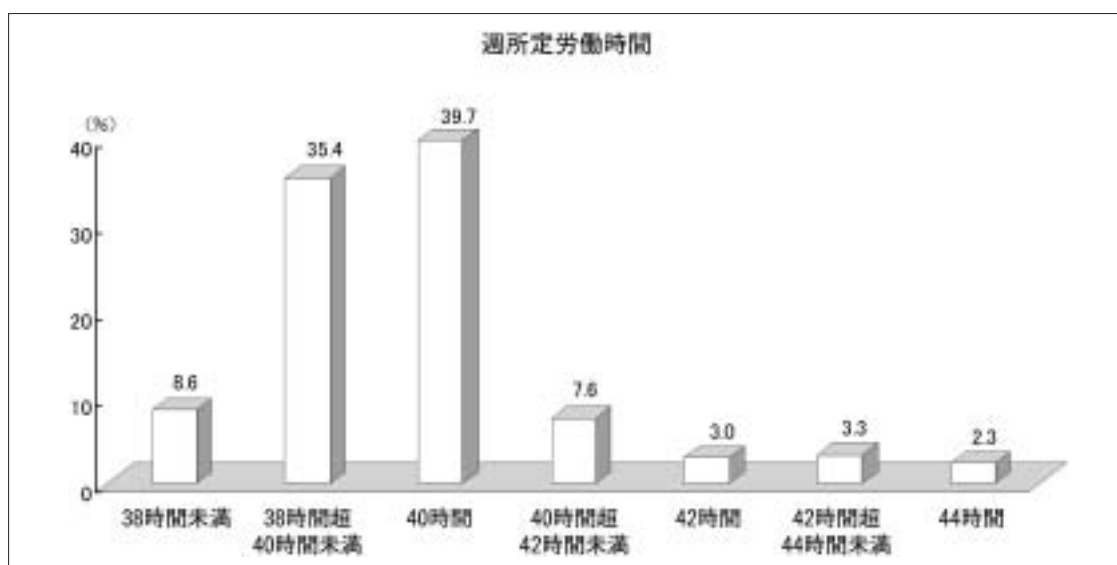
1日の所定労働時間は、「8時間」(38.3%)、「7時間半超8時間未満」(26.8%)の事業所が多数を占め、9割近くの事業所は労働時間が7時間を超えている。

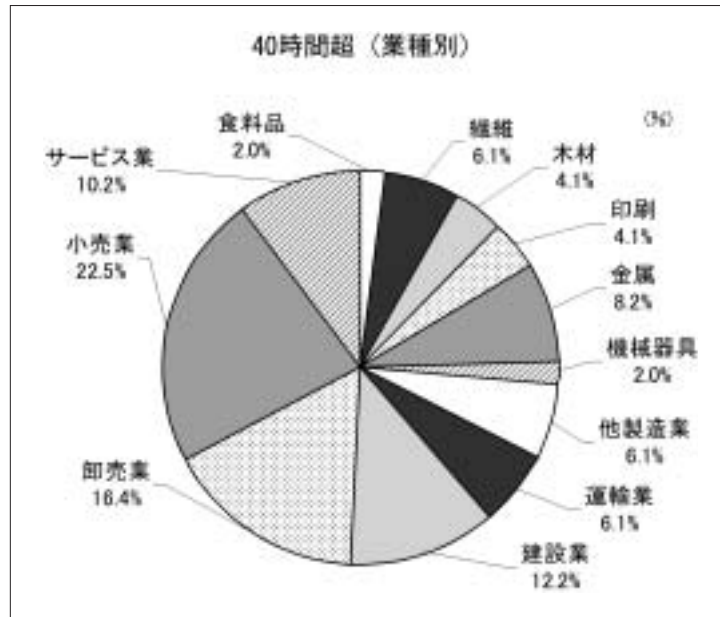


(2) 週所定労働時間

週所定労働時間は、「40時間」の事業所が39.7%と最も多く、40時間以下の事業所が83.7%を占めるが、一方では、まだ週40時間を達成できていない事業所がある。

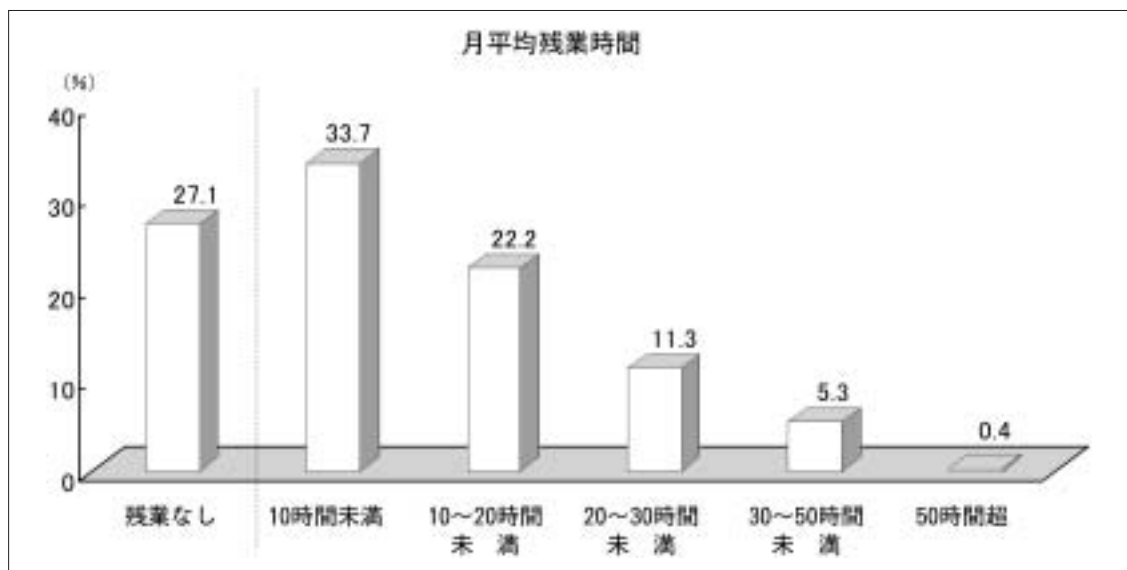
また、週40時間を達成できていない事業所を業種別にみると、製造業は少ないのに比べ、「小売業」(22.5%)、「卸売業」(16.4%)、「建設業」(12.2%)など、非製造業が6割以上を占めている。





(3) 月平均残業時間

月平均残業時間は、「10時間未満」が最も多かった。また、27.1%の事業所では「ない」という報告もあった。

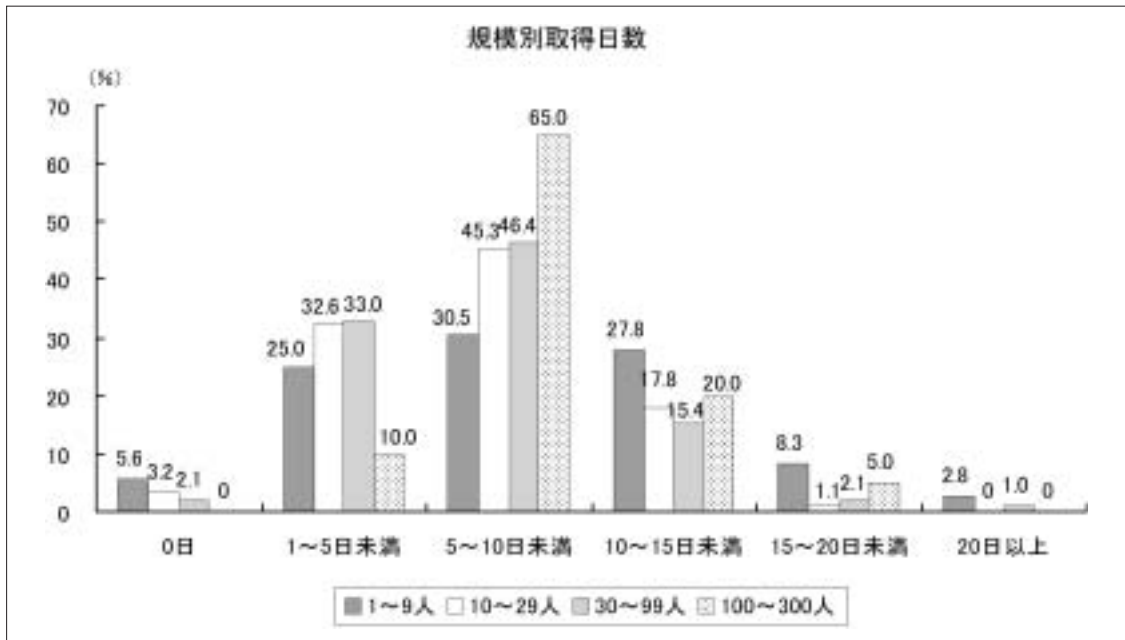
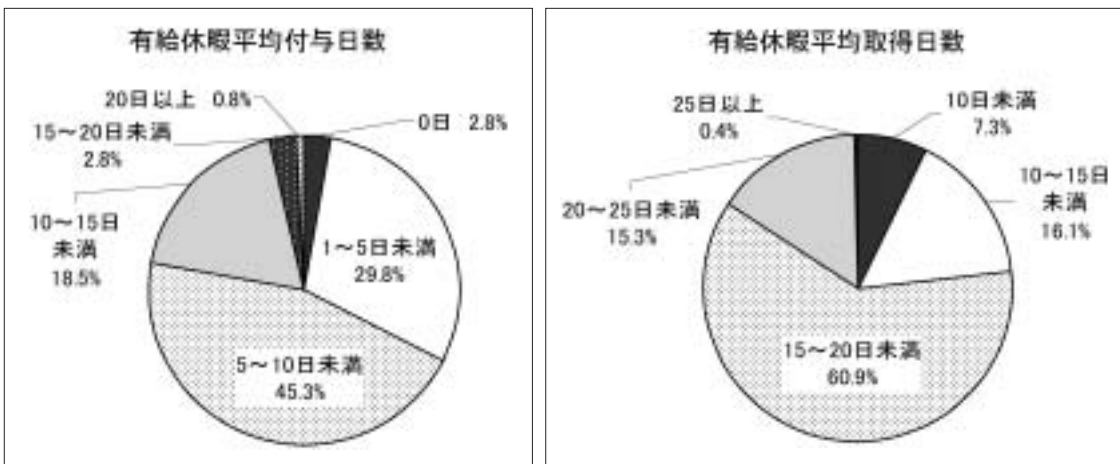


(4) 有給休暇平均付与日数・平均取得日数

年間における従業員 1 人当たりの有給休暇平均付与日数は、「15～20日」(60.9%)、「10～15日」(16.1) と、「10日以上20日未満」が全体の 8 割近くを占めている。

有給休暇平均取得日数は、「5～10日未満」が45.3%、「1～5日」が29.8%と「10日未満」が7割以上を占めている。

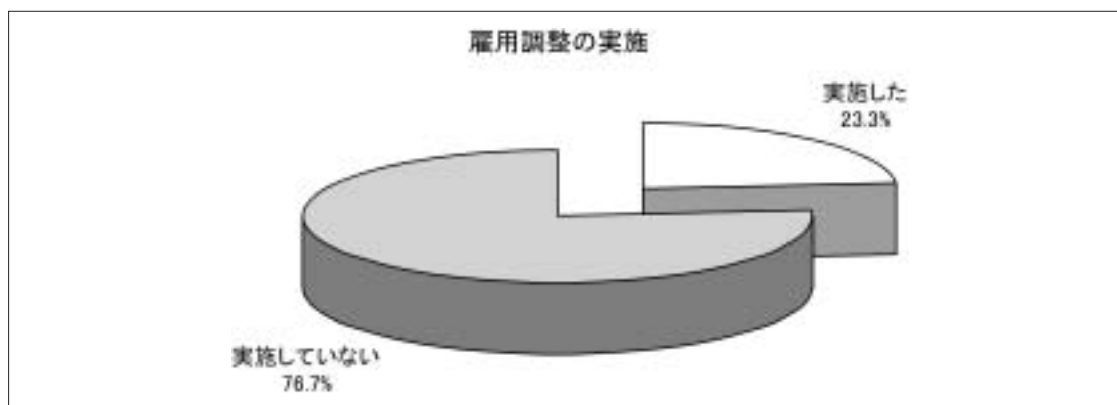
また規模別にみると、どの層も10日未満が過半数を占めていた。



3. 雇用調整

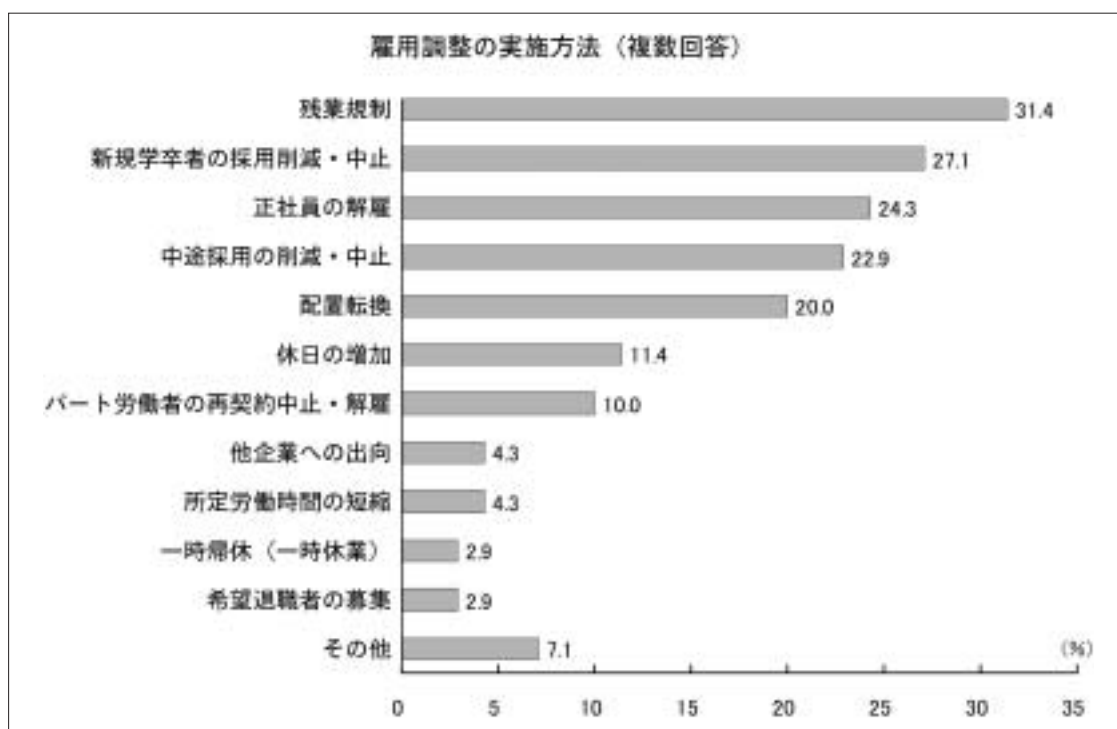
(1) 雇用調整の実施状況

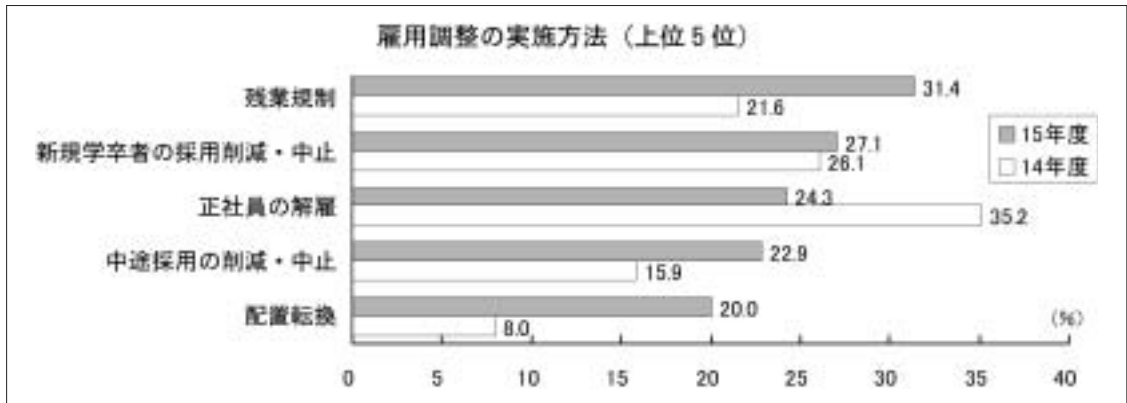
「残業規制」、「解雇」など、何らかの雇用調整を実施した事業所は23.3% (71件) となっている。また、14年度と比べると、「実施した」事業所は4.8%の減少となっている。



(2) 雇用調整の実施方法

雇用調整の方法として、調整を実施した事業所では「残業規制」(31.4%) が最も多く、次いで「新規学卒者の採用削減・中止」(27.1%)、前年度1位(35.2%)の「正社員の解雇」(24.3%)と続き、雇用調整の実施方法として人員整理の傾向がうかがえる。

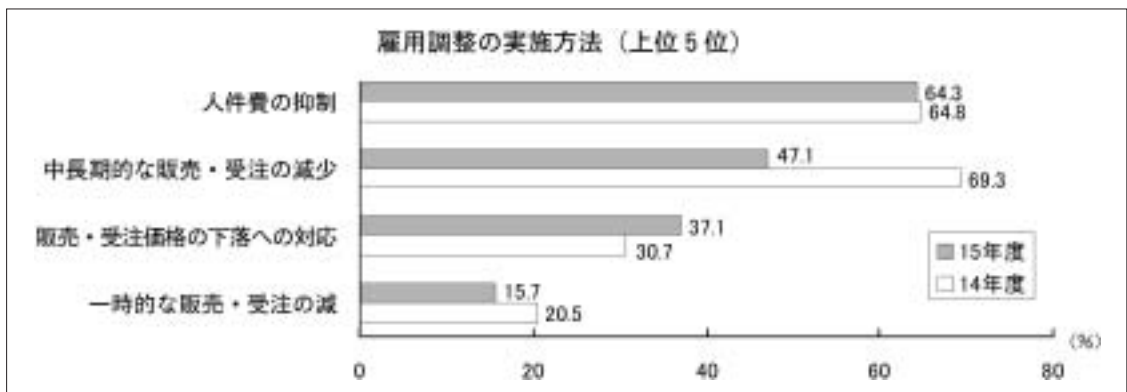
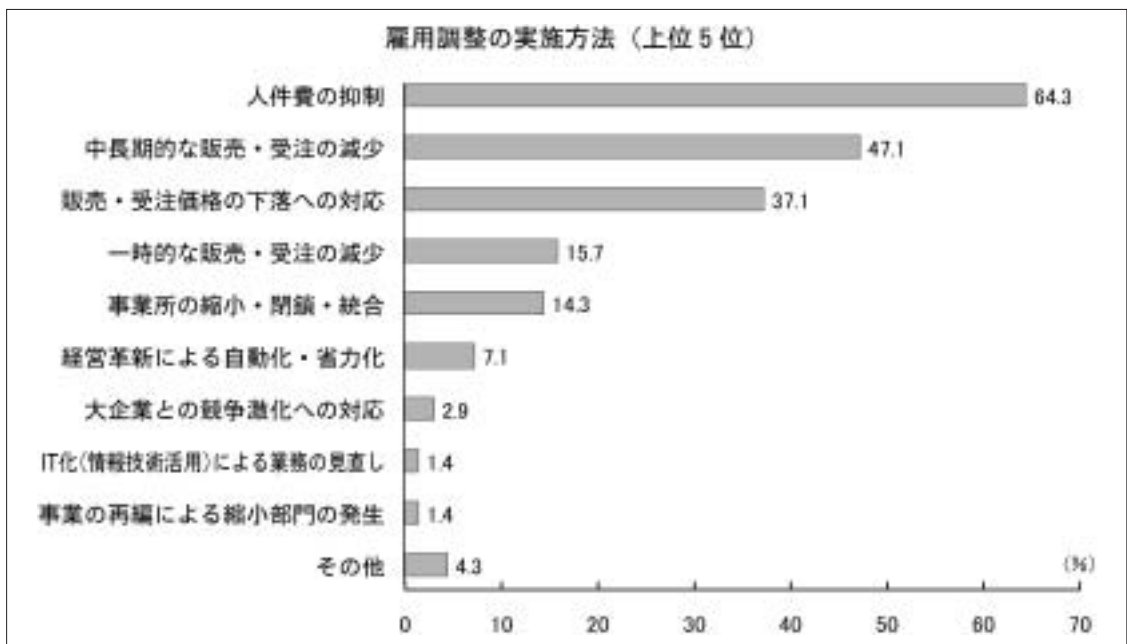




(3) 雇用調整の実施理由

雇用調整の実施の理由として、「人件費の抑制」(64.3%)、「中長期的な販売・受注の減少」(47.1%)を実施理由とする回答が多く、先行き不透明な経済情勢の中、中小企業の苦しい経営状況がうかがえる。

上位4位を昨年度と比べると、「人件費の抑制」はほとんど変化がなかったのに対し、「中長期的な販売・受注の減少」は22.2%の減少となっている。

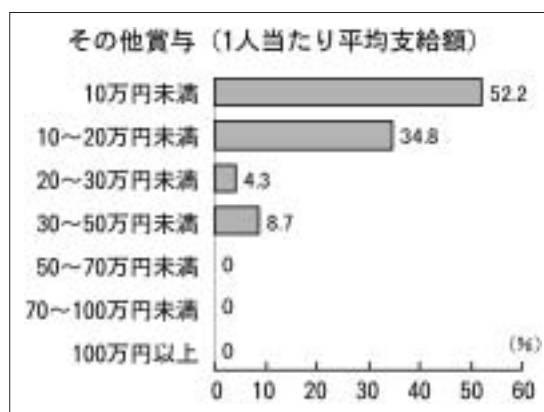
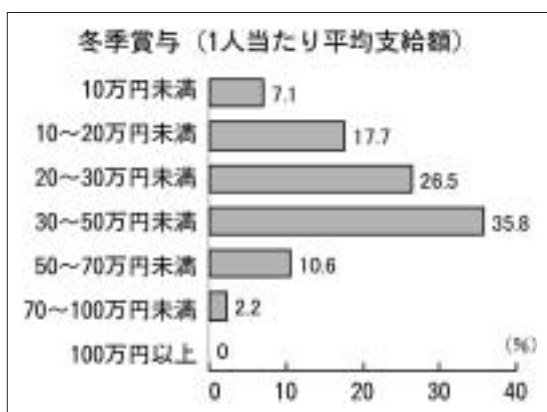
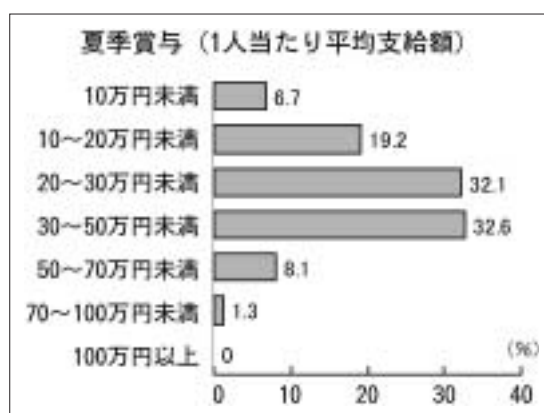
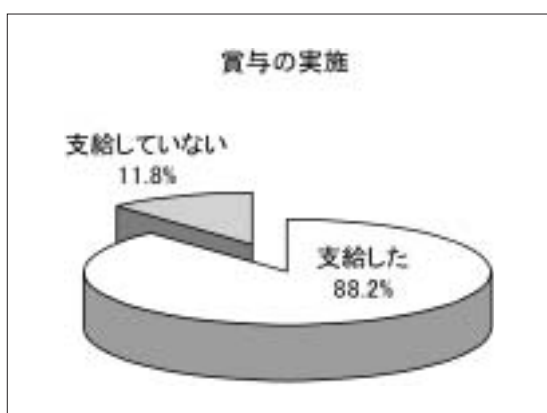


4. 従業員の賞与

(1) 賞与の支給

平成14年度に夏季賞与、年末（冬季）賞与、年度末・決算一時金などの賞与（臨時給与）を支給した事業所は88.2%（270件）を占め、調査対象事業所の多くが何らかの方法で賞与を支給している。

1人当たり平均支給額別でみると、夏季賞与は「30～50万円未満」（32.6%）、「20～30万円未満」（32.1%）、冬季賞与では「30～50万円未満」（35.8%）、「20～30万円」(26.5%)、その他（年度末・決算一時金など）では「10万円未満」（52.2%）、「10～20万円」（34.8%）となっている。

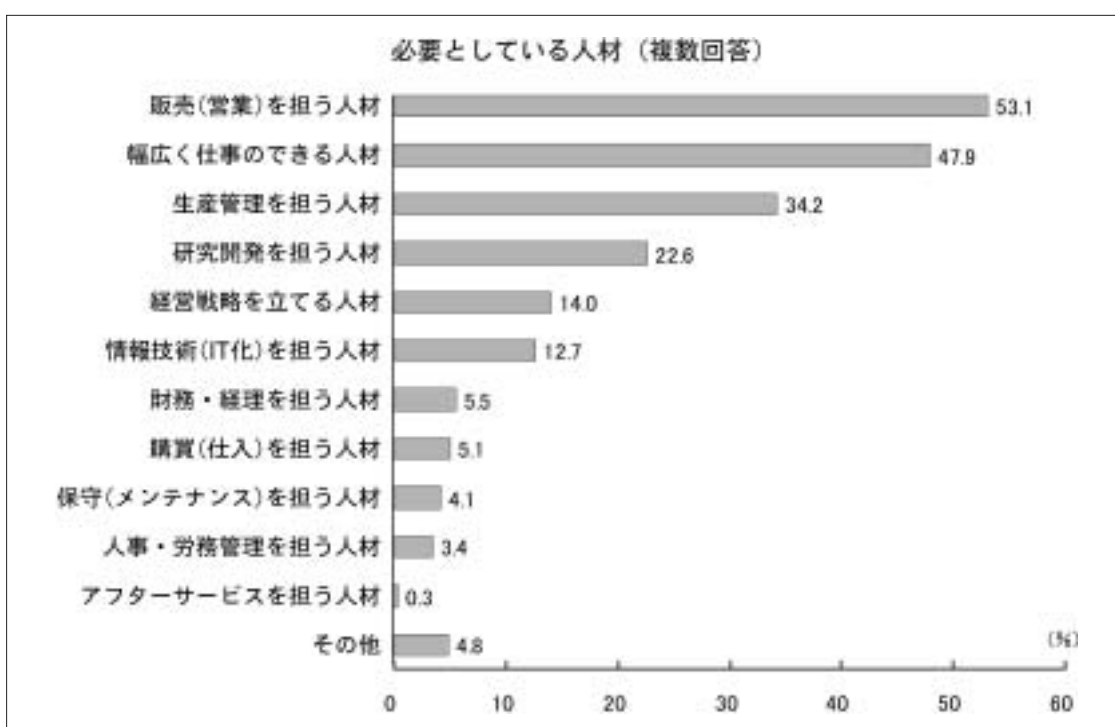


5. 従業員の人材確保と教育訓練

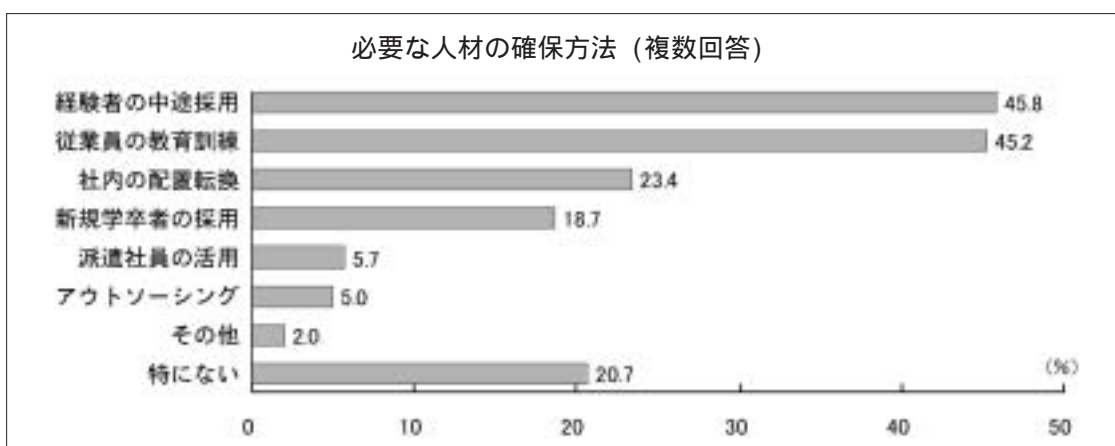
(1) 人材確保

事業所で特に必要としている人材は、「販売（営業）を担う人材」（53.1%）が最も多く、次いで「幅広く仕事のできる人材」（47.9%）、「生産管理を担う人材」（34.2%）と、現場で戦力となる人材を求める事業所が多い。

また、「経営戦略を立てる人材」（14.0%）や「情報技術（IT化）を担う人材」（12.7%）から、厳しい経営環境に対応するため、コスト削減や売上増に結びつく人材や、経営革新を実践できる人材を求めていることがうかがえる。

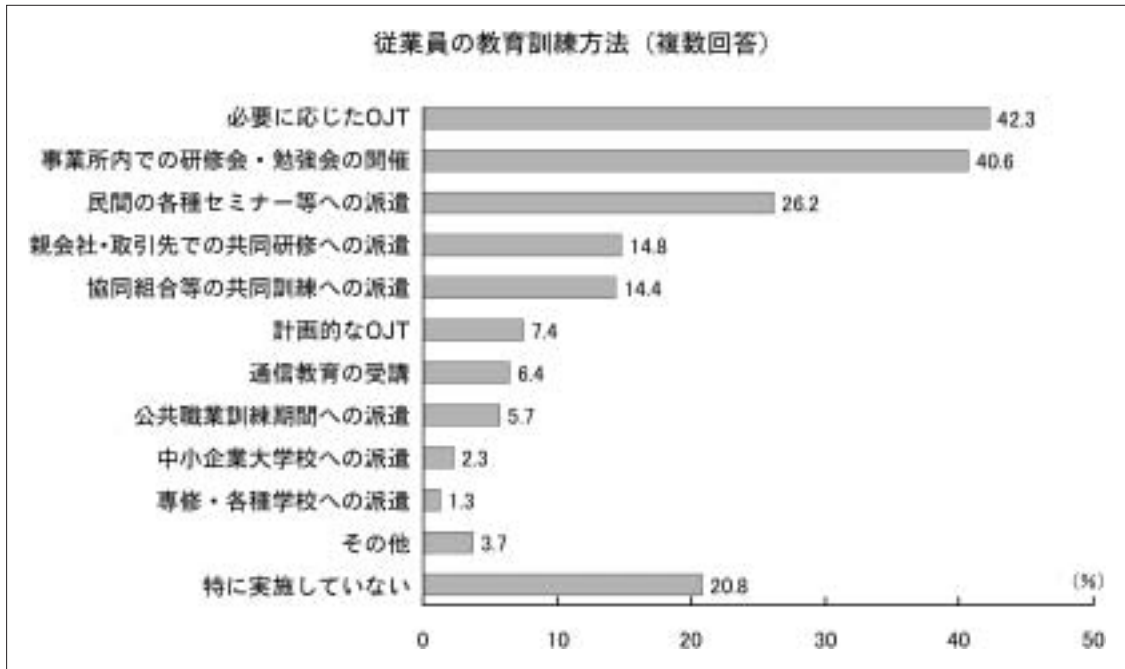


必要な人材を確保する方法は、「経験者の中途採用」（45.8%）が最も多く、次いで「従業員の教育訓練」（45.2%）となっている。「特に方法はない」と回答した事業所が20.7%もあり、中小企業の人材確保・育成の難しさを示唆している。

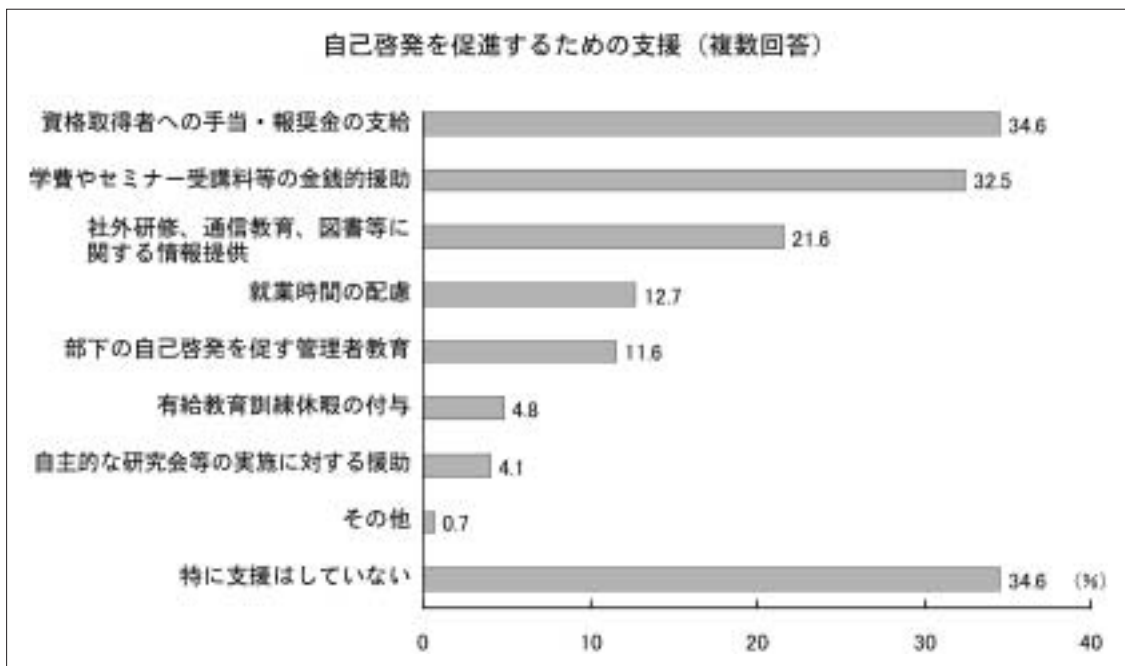


(2) 従業員の教育訓練

従業員の教育訓練法は、42.3%の事業所が「必要に応じたOJT」をあげ、次いで「事業所内での研修会・勉強会の開催」(40.6%)、「民間の各種セミナー等への派遣」(26.2%)と続く。「特に実施していない」とする事業所も20.8%あった。



従業員の自己啓発を促進するための支援については、「資格取得者への手当・報奨金の支給」(34.6%)、「学費やセミナー受講料等の金銭的援助」(32.5%)など、外部研修に対する金銭的支援が中心である。また、「特に支援はしていない」事業所も34.6%と、多数あった。

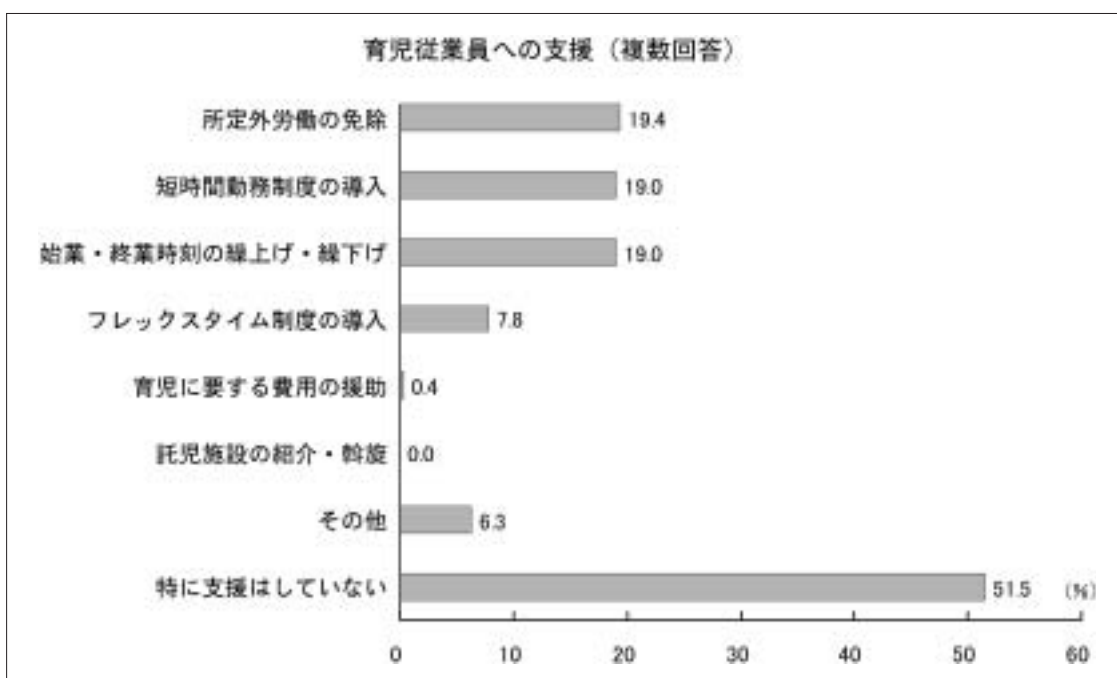


6. 育児休業と介護休業

(1) 育児休業制度

育児休業制度の規定を整備している事業所は54.6%で、育児休業を取得した従業員のいる事業所は8.1%に止まっている。

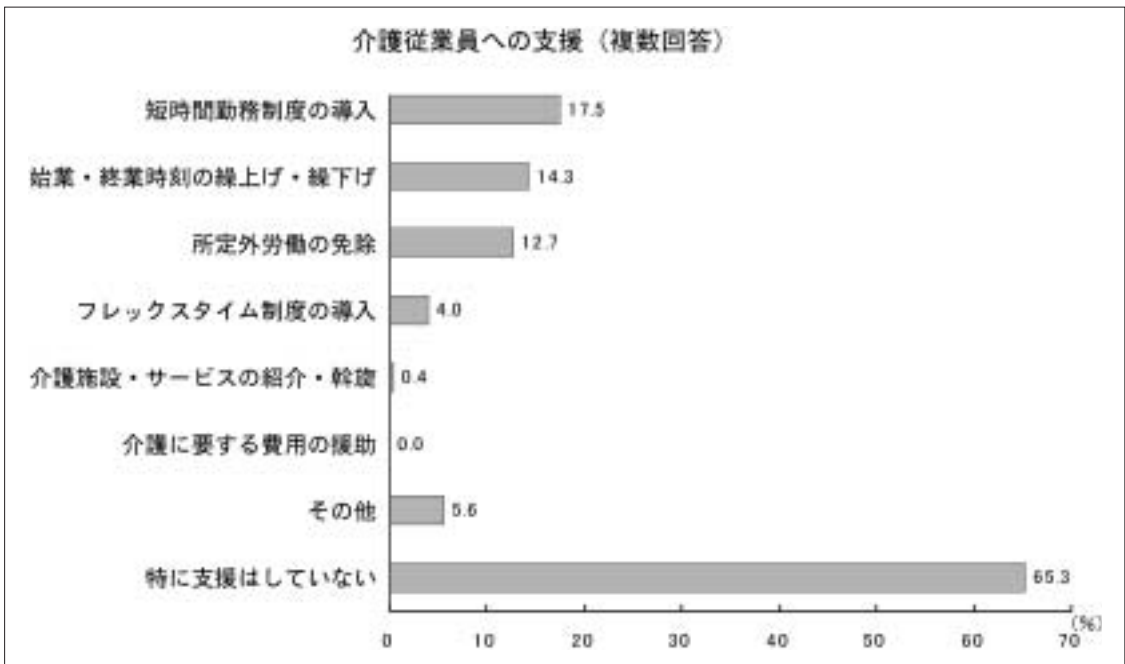
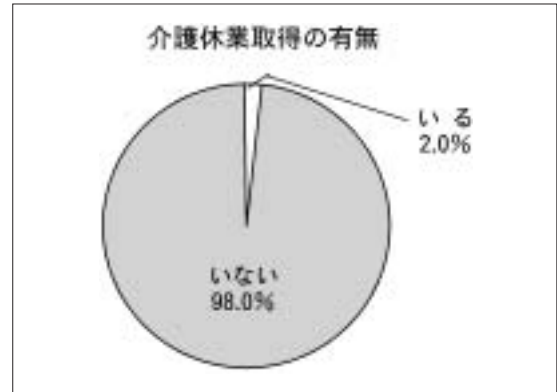
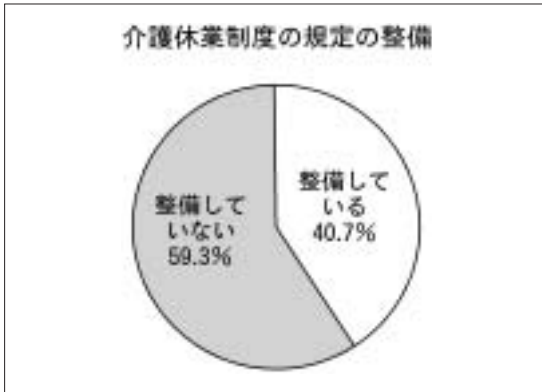
育児従業員への支援は、「所定外労働の免除」19.4%、「短時間勤務制度の導入」「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」19.0%で、51.5%の事業所は特に支援をしていない。



(2) 介護休業制度

介護休業制度の規定を整備している事業所は40.7%で、介護休業を取得した従業員のいる事業所は2.0%に止まっている。

介護従業員への支援は、「短時間勤務制度の導入」17.5%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」14.3%、「所定外労働の免除」12.7%で、65.3%の事業所は特に支援をしていない。



7. 新規学卒者の採用

(1) 平成15年3月の新規学卒者の採用状況

新規学卒者は「採用予定」、「採用」とも技術系が事務系に比べて多い。

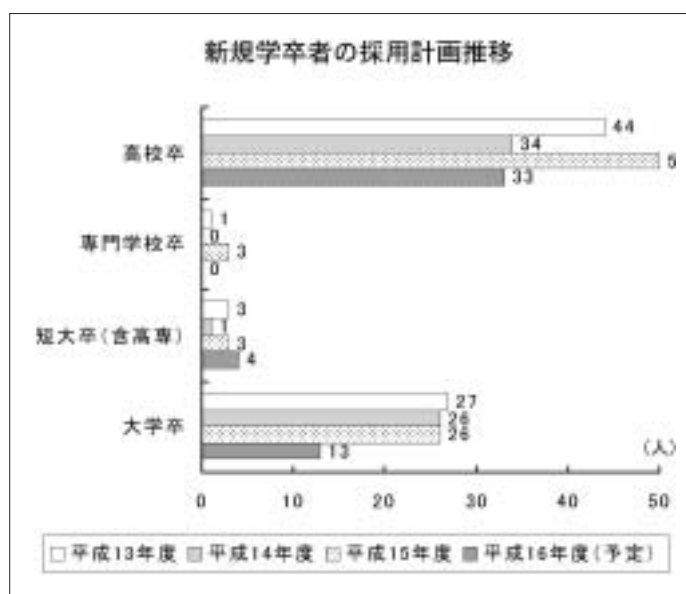
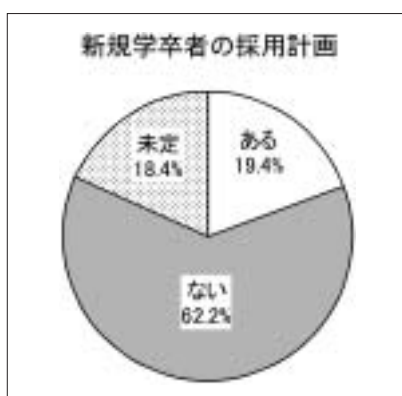
また、1人当たりの平均初任給額は、全ての学卒部門において技術系が事務系を上回っている。

学 卒		採用予定	採 用	1人当たり (平均初任給額)
高 校 卒	技 術 系	85 人	79 人	155,276 円
	事 務 系	21	21	145,571
専 学 校 門 卒	技 術 系	6	6	157,250
	事 務 系	6	6	154,292
短 大 卒 (含 高 専)	技 術 系	3	2	185,000
	事 務 系	9	9	150,506
大 学 卒	技 術 系	39	39	186,458
	事 務 系	15	14	176,807
合 計	技 術 系	133	126	170,996
	事 務 系	51	50	156,794

(2) 平成16年3月の新規学卒者の採用計画

平成16年3月の新規学卒者の採用計画は、「ある」事業所が19.4%と前年度の13.2%より上回っている。

また、学卒別および年度別に採用計画を見てみると、全てにわたり「高校卒」が他を上回っている。

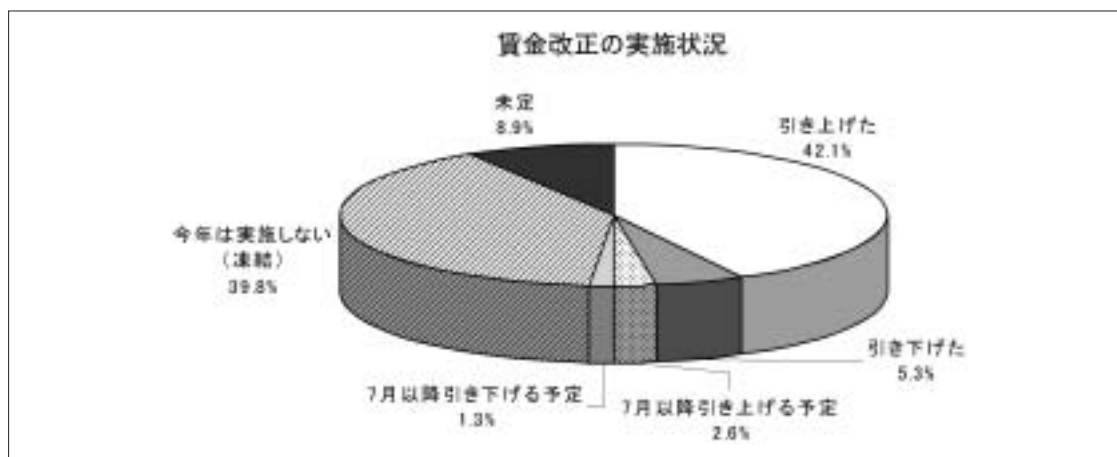


8. 賃金改正状況（平成15年1月1日～7月1日までの期間）

(1) 賃金改正の実施状況

賃金の改正状況は、「引き上げた」（42.1%）、「7月以降引き上げる予定」（2.6%）は合わせて5割弱、「引き下げた」（5.3%）、「7月以降引き下げる予定」（1.3%）と回答する事業所は合わせて1割弱となった。

また、「未定」が8.9%ある一方、「今年は実施しない」（39.8%）と回答する事業所も多かった。



(2) 平均昇給額および平均所定内賃金

「引き上げた」事業所の賃金改定後の平均所定賃金および平均昇給額は265,300円（引き上げ額3,642円、昇給率1.35%）となっており、「引き下げた」事業所では247,710円（引き下げ額19,401円、昇給率 - 7.11%）であった。

「引き上げた」事業所

規模	対象者数 (人)	改定後の賃金 (円)	昇給額 (円)	昇給率 (%)
1～9人	53	295,858	3,882	1.22
10～29人	552	261,450	4,321	1.63
30～99人	2,241	254,733	3,232	1.25
100～300人	1,129	249,362	3,356	1.33
平均		265,300	3,642	1.35

「引き下げた」事業所

規模	対象者数 (人)	改定後の賃金 (円)	昇給額 (円)	昇給率 (%)
1～9人	9	266,581	-30,390	-10.23
10～29人	83	226,652	-22,070	-8.87
30～99人	30	249,898	-5,743	-2.25
100～300人	0	0	0	0
平均		247,710	-19,401	-7.11

平成15年版 労働経済白書の概要について

厚生労働省が平成15年8月に公表した「平成15年版労働経済の分析（労働経済白書）」は、第 部では、平成14年を中心とする最近の労働経済の動向についての分析を、第 部では、中長期的な労働市場の需給構造の変化等を概観し、この中で生じている就業形態の多様化や処遇等の個別化の現状を分析し、労働者・企業及び日本経済社会にとってより望ましい「働き方の多様化」の実現を図るために必要な方策を探っています。その概要について紹介します。

第 部 平成14年度労働経済の推移と特徴

厳しい経済情勢、デフレ傾向を反映して、雇用、賃金関係の指標は厳しい状況にある。また勤労者の家計にも大きな影響を与えている。

第1章 雇用・失業の傾向

項目	平成13年平均	平成14年平均	増減	
完全失業率	5.0%	5.4%	0.4ポイント	↓
長期失業者や世帯主失業者も引き続き増加、過去最高を記録				
完全失業者数	340万人	359万人	19万人	↓
過去最高を更新				
雇用者数	5,369万人	5,331万人	▲38万人	↓
男性の雇用者数が減少傾向で推移する一方で、女性の雇用者数が増加傾向で推移				
就業者数	6,412万人	6,330万人	▲82万人	↓
5年連続の減少				
有効求人倍率	0.59倍	0.54倍	▲0.05ポイント	↓
一般は0.41倍、パートは1.32倍				
新規求人倍率	1.01倍	0.93倍	▲0.08ポイント	↓
平成14年初めから増加基調で推移、パートの求人が全体の求人を下支え				

▲=改善
▼=悪化

第2章 賃金、労働時間の動向

項目	平成13年	平成14年	増減	
現金給与総額	351,335円/月	343,480円/月	▲2.4%	↓
2年連続で減少し、減少幅は比較可能な平成3年以降で最大				
総実労働時間	1,836時間/年	1,825時間/年	▲0.8%	↓
生産の持ち直しを反映し所定外労働時間が若干の増加となったが、所定内労働時間が引き続き減少				

第3章 物価、勤労者家計の動向

項目	平成13年	平成14年	増減	
消費者物価指数 (H12=100)	99.3	98.4	▲0.9%	↓
技術革新や安い輸入品との競合等によるコスト低下や消費の経路から4年連続の下落				
家計消費支出 (名目)	335,042円/月	330,651円/月	▲1.3%	↓
5年連続の減少、物価変動を加味した実質値では0.2%減				
一世帯当たり 平均貯蓄保有額	1,439万円	1,422万円	▲1.2%	↓
収入の減少により、2年連続で前年を下回った				

第 部 経済社会の変化と働き方の多様化

第 1 章 経済・雇用の動向と働き方の多様化

第 1 節 中長期的な経済、雇用等の動向の概観

経済の動向 経済成長率は1990年代にバブル崩壊により大きく低下、デフレも進行している。

労働市場の変化

- ・労働供給面 労働力人口の減少、少子高齢化、女性の労働力人口に占める比率の上昇、高学歴化など
- ・労働需要面 産業構造・職業構造の変化、情報化の進展、非正規雇用の増加及び多様な勤務形態の増加など

従業者数の減少 新設及び既存事業所の増員の減少、廃止事業所の増加により従業者は減少している。

労働生産性の動向 1980年代の3.9%（実質、年率）から90年代は1.9%へと低下している。

国際化の進展 海外生産比率の上昇が、製造業の国内就業機会の喪失に結びついている可能性がある。

第 2 節 デフレ下における企業・家計行動

正社員の削減 人件費抑制圧力・雇用過剰感が高まっており、パートタイム労働者の活用の動きがある。

雇用調整 希望退職の募集や解雇により、中高年齢層を中心に非自発的失業も増加している。

賃金調整 賃上げ率の低下、賞与等の大幅減といった厳しい賃金調整が行われている。

消費の抑制 雇用調整やデフレは、家計に対して大きな消費抑制要因となる。

第 3 節 地域の労働経済の動向

ここ10年程度の間には失業率は大きく上昇。ブロック別では近畿、東北ブロックで上昇幅が大きい。

若年労働力人口比率が高い地域で失業率が高く、製造業比率が高い地域で失業率が低い状況がみられる。

公共工事等で雇用の下支えとなっていた建設業就業者も1990年代後半より減少となった。

サービス業就業者は増加しており、特に高齢者ケアサービスの従業者数増加率は各地域ともに大きい。

- ・今後とも製造業がある程度の雇用の受皿となる必要があるが、地域の实情に応じたサービス業の雇用創出を図り、あわせて製造業や建設業などからの円滑な労働移動を支援していくことが重要。

【地域の雇用失業情勢】

資料出所：総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省資料

地域別完全失業率				地域別有効求人倍率			
ブロック	平成14年平均	平成4年平均	上昇幅	ブロック	平成14年平均	平成4年平均	括下幅
近畿	① 6.7%	② 2.5%	① 4.2%	九州	① 0.41倍	② 0.82倍	⑦▲0.41ポイント
九州	② 6.1%	② 2.5%	③ 3.6%	東北	② 0.44倍	⑤ 1.02倍	⑧▲0.58ポイント
北海道	③ 6.0%	① 2.9%	④ 3.1%	近畿	③ 0.45倍	③ 0.85倍	⑧▲0.40ポイント
東北	④ 5.9%	⑥ 1.9%	② 4.0%	北海道	④ 0.47倍	① 0.66倍	⑩▲0.19ポイント
関東東	⑤ 5.4%	④ 2.4%	⑤ 3.0%	全国	0.54倍	1.08倍	▲0.54ポイント
全国	5.4%	2.2%	3.2%	関東東	⑤ 0.56倍	④ 0.96倍	⑧▲0.40ポイント
四国	⑥ 5.2%	⑤ 2.3%	⑥ 2.9%	北陸	⑥ 0.58倍	⑧ 1.63倍	②▲1.05ポイント
北関東・甲信	⑦ 4.4%	⑩ 1.5%	⑥ 2.9%	四国	⑦ 0.61倍	⑥ 1.20倍	⑤▲0.59ポイント
中国	⑧ 4.3%	⑦ 1.7%	⑧ 2.6%	北関東・甲信	⑧ 0.64倍	⑩ 1.74倍	①▲1.10ポイント
東海	⑨ 4.1%	⑧ 1.6%	⑨ 2.5%	中国	⑨ 0.66倍	⑦ 1.52倍	④▲0.86ポイント
北陸	⑩ 4.0%	⑧ 1.6%	⑩ 2.4%	東海	⑩ 0.74倍	⑨ 1.69倍	③▲0.95ポイント

注) Oの数字は、順位(小さい方から)を表す。

第2章 企業行動、労働者の就業行動の変化と働き方の多様化

第1節 企業の雇用方針・労働者の就業行動の変化と就業形態の多様化

非正規雇用の増加 雇用者の4人に1人が非正規。

- ・労働者側要因 女性や高齢者が非正規で就業するようになったこと、非正規の雇用形態を希望する労働者の増加、正社員での雇用機会が減少し、やむなく非正規雇用で就職している者の増加。
(総務省統計局「労働力調査特別調査」により非自発パートの人数を推計すると、平成13年2月で117万人となっている)。
- ・企業側要因 非正規雇用比率の高い第3次産業の拡大、人件費削減や雇用の柔軟性の確保といった目的から増加。

非正規雇用の増加の影響

- ・長所 正社員が高度な仕事に専念できる。
- ・短所 ノウハウの蓄積・伝承ができていない。正社員の労働時間が長くなっている。

【多様化の実態】

資料出所：総務省統計局「労働力調査(詳細集計) (平成14年平均)

項目	人数	就業者数に占める割合
就業者数	6,319万人	100.0%
うち雇用者数	5,337万人	84.5%
うち正規雇用	3,886万人	61.5%
うち非正規雇用 (パート・アルバイト、派遣等)	1,451万人	23.0%

非正規雇用のうち	
「パート・アルバイト」の人数	1,053万人
「パート・アルバイト」が占める割合	72.6%

就業者数のうち	
「パート・アルバイト」が占める割合	16.7%

第2節 就業形態の多様化の動向

非正規雇用における就業形態の広がり

- ・労働者に占める短時間の「パート」の割合は1990年代に高まっている。
(平成2年 = 11.1% 平成13年 = 22.1% 男性ではOECD諸国の平均とほぼ同水準、女性では平均よりやや高い。)
- ・正社員が行っていた基幹的な役割の一部を「パート」が担うようになり、パートの基幹化が進展している。
- ・契約社員、派遣労働者も増加している。

自営業主・家族従業者 新規開業の減少及び廃業の増加により減少傾向にある。

テレワーク 就業時間、場所といった点で弾力的な形態が可能であり、平成14年時点でテレワークを週8時間以上実施している者は、約408万人と推計される。

フリーター フリーターが増加している (平成14年平均 = 209万人、男性 = 94万人、女性 = 115万人)。これは、学卒無業者の増加や若年離職率の高まり、若年者を取り巻く経済環境の豊かさから、正社員でなくても生活できること、不満足な形での就職が増加していることが影響していると考えられる。

第3節 賃金制度等の動向

成果・能力主義化 3割以上の企業が、賃金の決定要素として、業績・成果部分を5年前より拡大している。また、今後、7割以上の企業が昇給・昇格を能力主義的に運用し、ボーナスや基本給へ成果主義を指向する賃金制度改革を考えている。

- ・正社員は成果主義の導入と評価の結果として賃金格差がつけられることを容認しているが、公正な評価がなされるかには不安を感じている。
- ・成果主義的賃金制度は、目標の設定と運用によっては従業員の就業意欲、人材育成等に悪影響を与える恐れがある。
- ・導入と運用には、適切な目標設定、透明性・公正性の確保等により、従業員の納得性を高めることが重要。
- ・業績評価制度の公開や結果の本人への通知、評価者訓練などの企業の取組は不十分。

非正社員の活用 意欲と就業実態に応じた適切な評価・処遇と能力開

発を実施し、賃金についての納得性を高めることが重要。

- ・ 正社員とパートとの賃金格差は職種構成の違い等を考慮しても1990年代を通じて拡大。特に、自律的に仕事を進めているパートほど賃金についての不満が強く、処遇が不十分であり働きに見合ったものになっていない可能性がある。
- ・ 年間賃金で時間当たり賃金の格差をみると、平成13年の女性労働者は、一般労働者を100として54.3となっている。

第4節 人事制度等の動向

長期雇用慣行	企業、労働者双方で大方の支持を受けており、今後も多くの企業が維持することが予想されるが、 <u>長期雇用慣行の下におかれる正社員は、当面、減少が見込まれる。</u>
正社員の選別	高齢化・高学歴化の中で役職ポストが不足し、 <u>昇進格差のつき始める時期が早期化する動きもみられ、今後一層選別が厳しくなることも予想される。</u> また、従業員の自律性を重んじ、就業意欲の向上を図る仕組みとして、 <u>自己申告制度や社内公募制度等を導入する企業が増えている。</u>
中途採用志向	企業の人材戦略において即戦力重視の中途採用志向の高まりがみられ、 <u>今後は、新卒重視の企業も多いものの中途採用の増加が見込まれる。</u>
多様な採用方法	通年採用、職種別採用、紹介予定派遣及び勤務地を限定した採用など <u>多様な採用方法を導入する企業割合が増加している。</u>
短時間正社員制度	個人がライフスタイルに合わせた多様な働き方を選択できる仕組みとして、正社員とパートタイムの間の中間的な働き方である <u>短時間正社員制度を導入する企業もみられている。</u>

第5節 労働時間等の動向

所定外労働時間	年間総実労働時間は着実に減少（平成14年 = 1,837時間）してきている一方で、 <u>所定外労働時間（平成14年 = 年間137時間）の水準は高い。</u>
---------	--

近年、若年層・中堅層や大規模企業で労働時間が長時間の者の割合が上昇傾向にある。

裁量労働制

裁量労働制等柔軟な労働時間制度は、大企業中心に導入が進んでいる。裁量労働制がうまく機能するためには、仕事の範囲・目標の明確化、適正な評価の実施、自己管理等が重要である。

第6節 人材育成の動向

人材育成の重要性

- ・企業、労働者とも人材育成を重視している。企業の能力開発支援は正社員、非正社員ともに能力開発意欲・就業意欲を高めることができる。しかし、計画的なOJT、Off-JTの実施事業所の割合は低下傾向にある。
- ・労働者はキャリア形成や能力開発への不安を感じており、最近では自己啓発の重要性が高まっている。
- ・非正社員の能力開発機会は少なく、非正社員の就業意欲を高め一層の活用を図るためには、職務遂行に必要な訓練、就業実態に応じたキャリア形成・処遇の実施が重要である。

若年者や離職失業者

学卒未就職者、フリーターや離職失業者等への、人材育成機能（公共職業訓練機関、学校）の重要性が高まっている。若年者に対しては、学校、企業等と連携した人材育成の取組を強化することが重要である。

第3章 総括

働き方の多様化は、今後の経済社会の変化に沿ったいわば必然的な流れである。労働者とその意欲と能力・ライフスタイルに応じて、多様な働き方を選択でき、自己の能力を十分に発揮できるような就業環境が整備される必要がある。

【明るい動き】

- SOHO、NPO等新しい就業の場が生まれている
- 個人の自律性を重視する働き方の仕組みが広がってきている
- 柔軟な労働時間制度の導入が進みつつある
- 能力開発意欲は正社員、非正社員ともに高い

【問題点】

- 従業員の納得性を高めるための評価基準の明確化、評価の透明性・公正性の確保及び考課者訓練等はまだ不十分
- 近年、若年層・中堅層で労働時間の長時間化の動きがみられ、仕事と生

活のバランスをとることが困難

企業の非正社員の活用理由としてコスト削減要因が大幅に増加し、また、やむを得ず非正社員となる労働者がみられる

非正社員について、働きに見合った処遇となっていない可能性がある。

また、正社員への転換制度等非正社員の就業環境の整備はまだ不十分

正社員、非正社員とも能力開発機会は不十分な状況。また、若年層で学卒未就職者、離職失業者、フリーターが増加しており、人材育成の問題等課題が多い。

働き方の多様化のために必要な取り組み

(1) 雇用・就業機会が十分に確保されていること ・ 経済の回復を図り、安定した経済成長が持続可能となることが期待される。
(2) 労働者の納得性のある処遇・評価が行われていること ・ 正社員には客観性、公正性、透明性のある評価制度や異議申立制度等が整備され、それぞれの社員に応じたキャリア設計が図られることが重要である。 ・ 非正社員には、職務の明確化と公正な処遇がなされるとともに、意欲と就業実態に応じたキャリア形成が図られることが重要である。
(3) 多様な働き方の選択肢が十分に確保されていること ・ フルタイム正社員とパートタイム非正社員の間の中間的な働き方（正社員転換制度や短時間正社員制度など）の仕組みや、社内人材公募制度、地域限定社員制度等の選択的・自律的な働き方が可能な人事管理制度の整備が重要である。
(4) 仕事と生活のバランスがとれた勤労者生活が実現されていること ・ 健康維持、仕事と家庭との両立等の観点からも、柔軟な労働時間制度の整備等が重要である。
(5) 意欲のある労働者に能力開発機会が確保されていること ・ 正社員、非正社員に関わらず、意欲と就業実態に応じたキャリア形成・処遇が重要である。 ・ 資源が乏しい日本にとって、人は経済成長や付加価値の源泉であることから、学校・公共職業訓練機関等の人材育成機能の充実、職業能力の体系・評価の仕組みの整備、雇用情勢が特に厳しい若年者自身の職業意識の向上が重要である。

石川県の最低賃金について

最低賃金の件名	平成14年度		最低賃金改正状況			発効年月日
	日額	時間額	平成15年度		時間額 引上額	
			日額	時間額		
石川県紡績、染色整理、網・網製造業最低賃金	5,544円	693円	廃止	693円	0円	H15.12.31
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、一般機械器具、発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業最低賃金	6,194円	775円	廃止	776円	1円	H15.12.26
石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金	6,194円	775円	廃止	776円	1円	H15.12.26
石川県民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、磁気テープ・磁気ディスク製造業最低賃金	5,690円	712円	廃止	713円	1円	H15.12.27
石川県百貨店、総合スーパー最低賃金	5,883円	737円	廃止	737円	0円	H15.12.31

上記の5つの産業別最低賃金は、それぞれ発効日の平成15年12月26日、27日及び31日から日額が廃止され、時間額のみとなりました。

時間額のみとなった最低賃金との比較に当たっては、賃金を時間当たりの額に換算する必要があります。

例えば、日給制の賃金の場合は、日額を1日の所定労働時間で割って、時間額に換算して最低賃金と比較して下さい。

月給制の賃金の場合は、月額を1月の平均所定労働時間で割って、時間額に換算して最低賃金と比較して下さい。

日給制でも日給以外に月額の手当（時間外労働手当、休日労働手当、深夜手当、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除く。）がある場合は手当額を1ヶ月の所定労働時間で割って、日給の時間換算額に加算して下さい。

なお、業種にかかわらず県内の企業に適用される石川県最低賃金は、平成15年度の改正は見送られ、最低賃金額は、平成14年10月1日発効の時間額645円に据え置かれています。

地域別最低賃金	最低賃金額 時間額	発効 年月日	平成14年10月1日から地域別最低賃金は、時間額のみとなりました。
石川県最低賃金	645円	14・10・1	

在職老齢年金の改正について

在職老齢年金は60歳以上70歳未満の間も在職中は厚生年金保険の被保険者となり、保険料を負担するとともに、一定の支給調整された老齢厚生年金を在職老齢年金として受けることができます。また、平成16年4月からは総報酬制実施に対応した新たな在職老齢年金の支給停止が行われます。

60歳台前半と60歳台後半とでは支給調整の仕方が異なります。

60歳台前半の在職老齢年金の支給調整方法（平成16年3月まで）

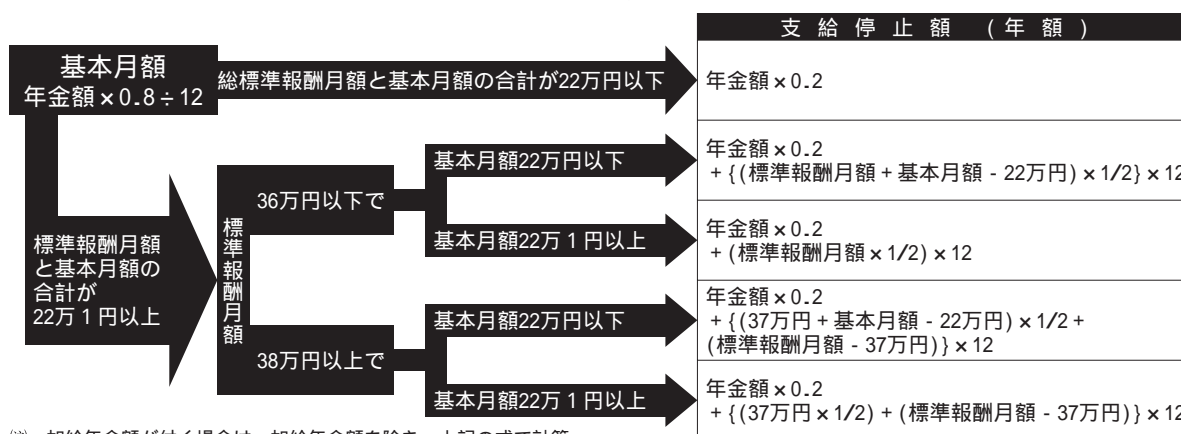
60歳以上65歳未満の間も、在職していれば厚生年金保険の被保険者となり、同時に特別支給の（あるいは報酬比例部分相当の）老齢厚生年金が受けられるようになります。これを在職老齢年金といいます。在職老齢年金は年金額と、平成16年3月までは標準報酬月額（月額給与）の合計により、年金額の一部又は全額が次のような方法で支給停止されます。

65歳未満で在職中の場合、まず年金額の一律2割が支給停止（8割支給）となります。

8割支給の年金額（年額）の12分の1（60歳台前半の基本月額）と標準報酬月額との合計が22万円以下なら、基本月額はそのまま受けられます。

基本月額と標準報酬月額の合計が22万円を超えた場合、22万円を超した額の2分の1に相当する額が、基本月額からさらに支給停止されます。

標準報酬月額が37万円を超えると標準報酬額と基本月額の合計が、報酬月額37万円のときの標準報酬月額と基本月額の合計と同額になるように、さらに年金額が支給停止されます。



(注) 加給年金額が付く場合は、加給年金額を除き、上記の式で計算。
 全額支給停止になると加給年金額も支給停止。平成16年4月以降も同様。

60歳台前半の在職老齢年金の支給調整方法（平成16年4月から）

在職老齢年金のしくみによる支給停止額は平成16年3月までは、60歳台前半、60歳台後半とも標準報酬月額を基に計算が行われ、賞与等は考慮されていません。したがって賞与等がいくら高額になっても支給停止には影響しないようになっていますが、平成16年4月以後は給与と賞与等の合計を月額換算した額（総報酬月額相当額）を基に計算するようになり、賞与等が高額になれば支給停止額も増えるようになります。平成16年4月からの支給停止方法は次のようになります。

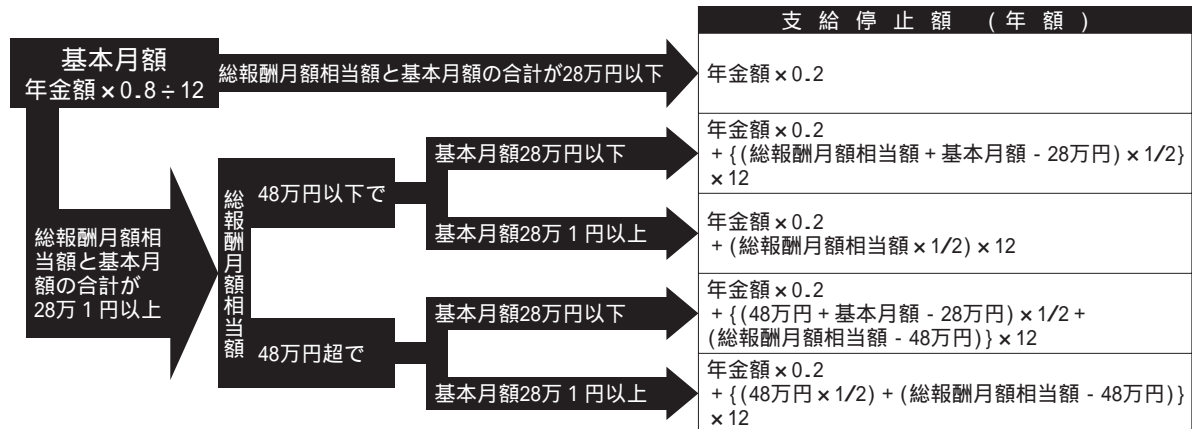
65歳未満で在職中は、まず年金額の一律2割が支給停止（8割支給）となります。

8割支給の年金額（年額）の12分の1（基本月額）と総報酬月額相当額との合計が28万円以下なら、基本月額はそのまま受けられます。

基本月額と総報酬月額相当額の合計が28万円を超えた場合、28万円を超した額の2分の1に相当する額が、基本月額からさらに支給停止されます。

総報酬月額相当額が48万円を超えると、基本月額との合計が、総報酬月額相当額48万円のときの総報酬月額相当額と基本月額との合計と同額になるように年金額が支給停止されます。

$$\text{総報酬月額相当額} = \text{標準報酬月額} + \frac{\text{その月以前1年間の標準賞与額の総額}}{12}$$



60歳台後半の在職老齢年金の支給調整方法 (平成16年3月まで)

65歳以上70歳未満の間の在職被保険者も、老齢厚生年金額が標準報酬月額と年金との合計額に応じて次のように調整されます。60歳台前半の在職老齢年金制度とは調整方法が異なり、これを60歳台後半の在職老齢年金制度といいます。平成16年3月までの支給調整方法は次の通りです。

標準報酬月額と老齢厚生年金の年金額を12で除して得た額 (基本月額: 60歳台前半の基本月額と異なり0.8を乗じない) に応じて、支給停止額 (年額) は次のようになります。

- (1) 基本月額 + 標準報酬月額 37万円の場合

$$\text{支給停止額} = 0 \text{ (全額支給)}$$

- (2) 基本月額 + 標準報酬月額 > 37万円の場合

$$\text{支給停止額} = (\text{基本月額} + \text{標準報酬月額} - 37\text{万円}) \times 1/2 \times 12$$

支給停止額が年金額を上回る場合、年金額は全額支給停止となります。

老齢基礎年金については全額支給されます。

なお、平成14年3月31日までに65歳に到達している人については、支給調整はありません。

60歳台後半の在職老齢年金の支給調整方法 (平成16年4月から)

平成16年4月からの60歳台後半の在職老齢年金の支給調整方法は次の通りです。

総報酬月額相当額と老齢厚生年金の年金額を12で除して得た額 (基本月額) に応じて、支給停止額 (年額) は次のようになります。

- (1) 基本月額 + 総報酬月額相当額 48万円の場合

$$\text{支給停止額} = 0 \text{ (全額支給)}$$

- (2) 基本月額 + 総報酬月額相当額 > 48万円の場合

$$\text{支給停止額} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 48\text{万円}) \times 1/2 \times 12$$

支給停止額が年金額を上回る場合、年金額は全額支給停止となります。

老齢基礎年金については全額が支給されます。

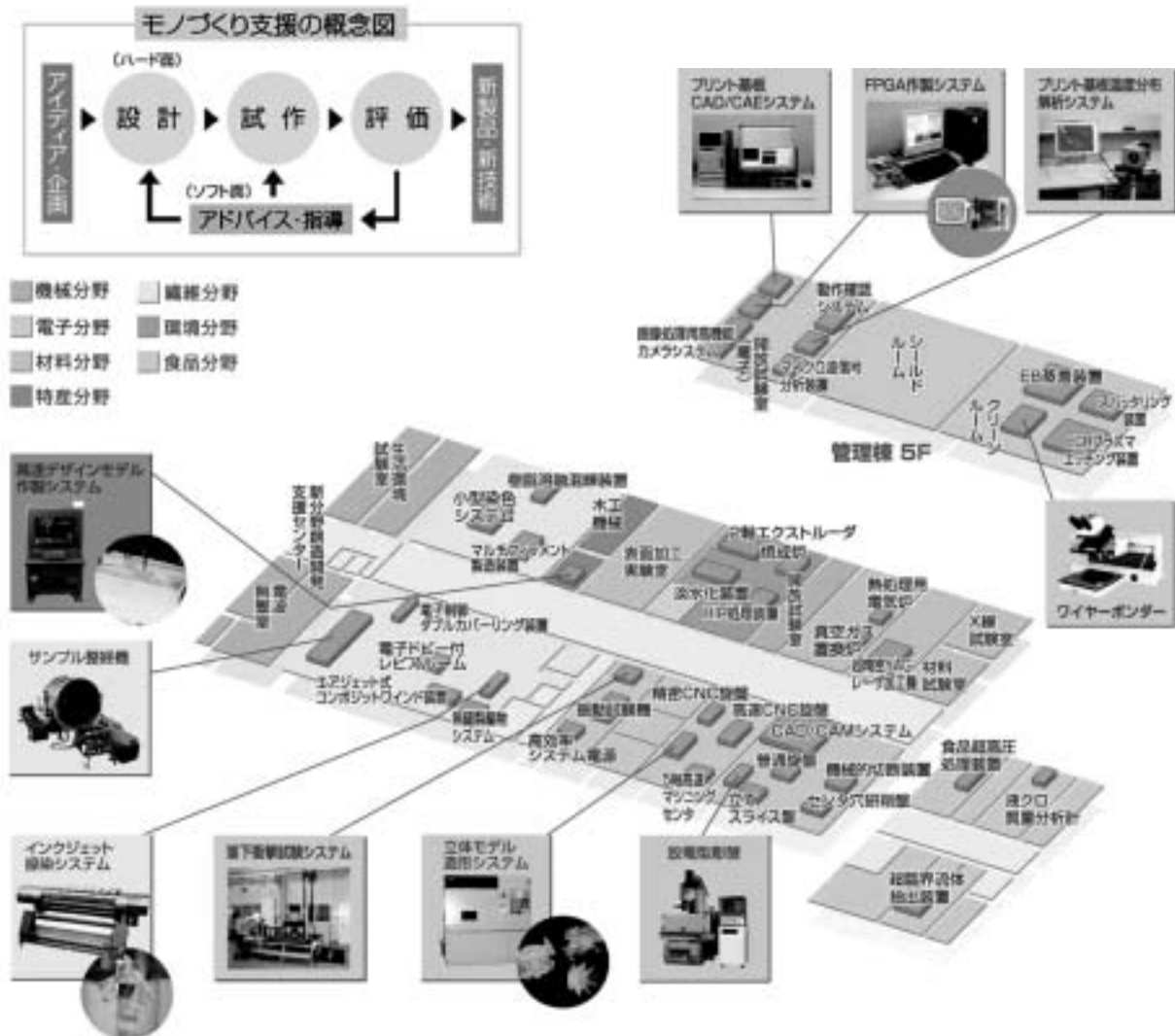
モノづくり支援センターのご案内

平成16年度より電子電気系モノづくり支援設備の開放利用をスタートします！

平成16年度より、モノづくり支援センターは、企業の技術者が工業試験場の研究員と連携して、モノづくりに関する新製品・新技術開発や自らのアイデアを具現化するための設計から試作・評価までを支援することとなりました。

このため、各種の試作開発・生産支援設備を新設し、既設の設備も実験棟に集約・再配置して、利用者の作業性や利便性を考慮しています。

県内企業のみなさんに、開放設備としてご自由に使っていただきたいとのことですのでご紹介します。



モノづくり支援センターの主要設備

機械分野

設 計	・三次元CAD/CAMシステム
加工・試作	・5軸高速マシニングセンタ ・立体モデル造形システム
評 価	・騒音振動解析装置 ・振動試験機

材料分野

加工・試作	・超精密YAGレーザー加工機 ・熱処理用電気炉 ・真空ガス置換炉
評 価	・衝撃試験システム ・疲労試験機

電子分野

設 計	・FPGA作製システム ・プリント基板CAD/CAEシステム
加工・試作	・EB蒸着装置 ・ワイヤーボンダー
評 価	・プリント基板温度分布解析システム ・動作確認システム

繊維分野

糸加工	・マルチフィラメント製造装置
加工・試作	・サンプル整経機 ・無縫製編物システム

食品分野

加工・試作	・超臨界流体抽出装置 ・凍結真空乾燥機
評 価	・有機酸分析計 ・アミノ酸分析計

機械分野

加工・試作	・粉碎機 ・焼成炉 ・HIP焼結装置
評 価	・粒度分布測定装置

特産分野

設 計	・三次元CGシステム ・デザイン形状入力システム
加工・試作	・高速デザインモデル作製システム

[他の機器及び詳細については、URL <http://www.irii.go.jp/mono/>をご覧ください]

利用方法

使用申請

手数料納付

承認

設備利用

・使用申請書はインターネットホームページからダウンロードできます。
(<http://www.irii.go.jp/irii/sokutei.htm>)
・事前に電話等で利用する機器名、日時について受付窓口までご連絡下さい。
・利用可能時間
平日(月～金曜日) 9:00～17:00
このほかの時間帯につきましてはご相談下さい。

申し込み・問い合わせ先

受付窓口：石川県工業試験場 企画指導部
金沢市鞍月2丁目1番地 TEL (076) 267 - 8081 FAX (076) 267 - 8090
E-mail:sidou@irii.go.jp 担当 市川、新谷

機械分野	機械金属部	TEL (076) 267 - 8082	担当
繊維・特産分野	繊維生活部	TEL (076) 267 - 8083	担当
電子・材料分野	電子情報部	TEL (076) 267 - 8084	担当
食品・環境分野	化学食品部	TEL (076) 267 - 8086	担当



自動車リサイクル法の概要について

自動車リサイクルの現状は、最終処分場の逼迫、シュレッダーダスト処分費の高騰と鉄スクラップ価格の下落により、使用済自動車の逆有償化現象が発生し、不法投棄や不適正処理の懸念が強まっています。

そこで、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車リサイクルの機能不全要因を払拭する新たなリサイクル制度を構築するべく成立した「自動車リサイクル法」の概要について紹介します。

1 法律制定の基本的考え方

従来の自動車リサイクルを担ってきた関係事業者の役割分担を前提として諸課題を解決

自動車リサイクルの機能不全要因等の払拭

3つの品目（シュレッダーダスト、フロン類、エアバッグ類）について法律により対応。

シュレッダーダスト：処理費用の高騰によるリサイクル流通機能の不全化要因

カーエアコン・フロン類：オゾン層破壊・地球温暖化要因

エアバッグ類：処理時の危険懸念要因

埋立処分量の極小化

シュレッダーダストの引き取り・リサイクルを自動車メーカー等に義務付けることにより対応。

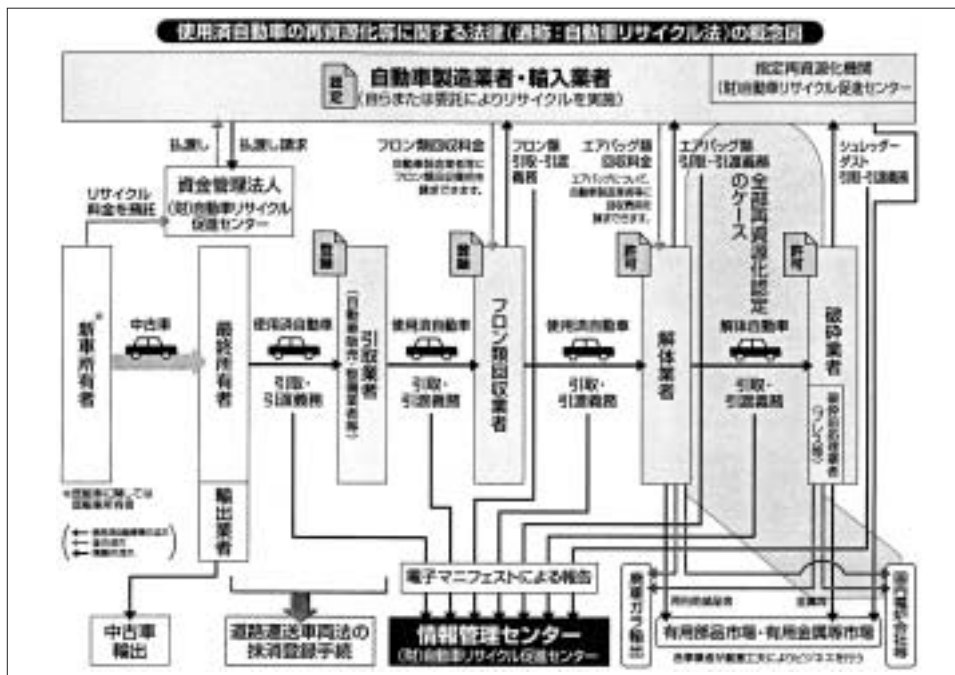
不法投棄の防止

関係事業者の登録・許可制の導入と使用済み自動車の引取り・引渡しの業務付け

関係事業者が都道府県知事等の登録・許可を受けて事業を行うことにより、適切な引渡しが実施されます。

リサイクル料金の前払い（預託）制度の採用、自動車重量税の還付制度の新設

本法により、リサイクルに必要な料金が原則前払いされ、使用済自動車引取時の逆有償化の主要因が解消されるため、リサイクル工程において使用済自動車が概ね有価で流通することが期待されます。また、自動車重量税が還付されることで取引業者への引渡しが促され、不法投棄が防止されることとなります。



2 対象となる車：下記を除く全ての自動車を対象

被けん引車
二輪車（原動機付自転車、側車付のものを含む）
大型特殊自動車、小型特殊自動車
その他政省令で定めるもの（農業・林業機械、スノーモービル、競争用自動車、自衛隊の装甲車、自動車製造業者等の試作車等）
ナンバープレートの付いていない構内車も含まれます。
また対象となる自動車であっても、保冷貨物自動車の冷蔵装置、トラッククレーンなど取り外して再度使用する架装物は対象外です。

3 使用済自動車の取扱い：金銭的価値の有無に関わらずすべて廃棄物

使用済自動車を有価とすることにより廃棄物でないものとして扱うことは出来なくなります。
廃棄物処理法の特例として、自動車リサイクル法の登録/許可/認定を受けた関連事業者については、同法の業の許可が無くても事業（使用済自動車を取扱うものに限られます）を行うことが出来ますが、作業等については廃棄物処理基準に従う必要があります（後述）。

4 関係者の役割分担（関係者への義務付け）

引取業者（新車・中古車販売業者、整備業者、直接引取りを行う解体業者等を想定）
自動車所有者から使用済自動車を引き取りフロン類回収業者又は解体業者へ引き渡す、使用済自動車をリサイクルルートに乗せる入口の役割を果たします。

【登録制】

事業所所在地管轄の都道府県知事又は保健所設置市の市長の登録制となります。使用済自動車を業として引き取るには、事業者ごと自治体ごとの登録が必要です。（5年毎の更新）

登録要件は、エアコンにフロン類が含まれているか否かを確認できる体制などフロン回収破壊法に準ずるものです。

フロン回収破壊法で第二種特定製品引取業者の登録を受けている事業者は、法施行時、自動車リサイクル法の引取業者に自動的に移行します。

【引取・引渡義務】（平成17年1月1日から適用）

自動車の所有者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取ります。

引取りの際にはリサイクル料金の払い込み済み（預託）の確認が必要です。

引取りを行ったときは、自動車の所有者に引取りの書面を交付します。

フロン類が充填されたカーエアコンの搭載の有無を確認し、搭載されている場合はフロン類回収業者へ、搭載されていない場合は解体業者へ引き渡します。

電子マニフェスト制度を利用して、引取・引渡報告をおこないます。

平成16年12月31日までは、フロン回収破壊法（後述）に基き事業をおこないます。

フロン類回収業者（引取業者や解体業者の兼業を主として想定）

使用済自動車のエアコンからフロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡し、使用済自動車を解体業者に引き渡します。

【登録制】

事業所所在地管轄の都道府県知事又は保健所設置市の市長の登録制となります。使用済自動車からのフロン類の回収を業として行うには、事業者ごと自治体ごとに登録を受けていることが必要です（5年毎の更新）。

登録要件は、適切なフロン類回収設備を有するなどフロン回収破壊法に準ずるものです。

フロン回収破壊法で第二種フロン類回収業者の登録を受けている事業者は、自動車リサイクル法のフロン類回収業者に自動的に移行します。

【引取・フロン回収・引渡義務】（平成17年1月1日から適用）

引取業者から使用済自動車の引取を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、引き取ります。

使用済自動車を引き取ったときは、フロン類回収基準に従ってフロン類を回収し、自ら再利用する場合を除き自動車製造業者等に引き渡します。（自動車製造業者等にフロン類の回収費用を請求できます。）

フロン類を回収した使用済自動車は、解体業者へ引き渡します。

電子マニフェスト制度を利用して、引取・引渡報告をおこないます。

平成16年12月31日までは、フロン回収破壊法（後述）に基き事業をおこないます。

解体業者

使用済自動車のリサイクル・処理を適正に行い、エアバッグ類を自動車製造業者等に、廃車ガラを破砕業者等に引き渡します。

【許可制】（平成16年7月1日から適用）

事業所所在地管轄の都道府県知事又は保健所設置市の市長の許可制となります。使用済自動車の解体を業として行うには、事業者ごと自治体ごとに許可を受けていることが必要です（5年以上の政令で定める期間毎の更新）。

許可基準は欠格要件に該当しないことのほか、事業の用に供する施設と申請者の能力等について定められています。

事業の用に供する施設： 囲いがあり範囲が明確な使用済自動車等の保管場所 廃油等の流出防止施設を持ち、原則屋根付きの解体作業場

申請者の能力： 解体手順等記載の標準作業書の常備と従事者への周知 解体業の継続運営能力（事業計画書等から判断）

許可制度開始時に解体業を行っており、かつ廃棄物処理法の業の許可を有している事業者は、許可制度開始から3ヶ月以内に届出を行うことにより解体業の許可に移行できます。

許可制度開始時に解体業を行っているが廃棄物処理法の業の許可を有していない事業者については、3ヶ月間は引き続き事業を行うことが可能です（その間に少なくとも許可の申請までを行う必要があります）。

【引取・エアバック類回収・解体・引渡義務】（平成17年1月1日から適用）

引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、引き取ります。

使用済自動車を引き取ったときは、

エアバック類を回収し、自動車製造業者等に引き渡します。（自動車製造業者等にエアバック類の回収費用を請求できます）

再資源化基準に従って適切な解体を実施します。（再資源化基準は、タイヤ、バッテリー等を回収し、リサイクルする者に引渡すこと等です）

引き取った使用済自動車又は廃車ガラは、適切な解体を実施して他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者（電炉に投入してリサイクルを行う電炉業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者等）へ引き渡します。

電子マニフェスト制度を利用して、引取・引渡報告をおこないます。

破砕業者（シュレッダーによる破砕処理、プレス等の破砕前処理を行う業者）

廃車ガラのリサイクル・処理を適正に行い、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引き渡します。

【許可制】（平成16年7月1日から適用）

事業所所在地管轄の都道府県知事又は保健所設置市の市長の許可制となります。使用済自動車の破砕又は破砕前処理（プレス等）を業として行うには、事業者ごと自治体ごとに許可を受けていることが必要です（5年以上の政令で定める期間毎の更新）。

許可基準は欠格要件に該当しないことのほか、事業の用に供する施設と申請者の能力等について定められています。

事業の用に供する施設： 囲いがあり範囲が明確な解体自動車の保管場所

生活環境保全上適正な処理が可能な施設（破砕工程については施設許可を有する産業処理施設）

汚水の地下浸透や流出防止施設や覆い等を持った、十分な容量のシュレッダーダストの保管場所

申請者の能力： 破砕工程手順等記載の標準作業書の常備と従事者への周知

破砕業の継続運営能力（事業計画書等から判断）

許可制度開始時に破砕業を行っており、かつ廃棄物処理法の業の許可を有している事業者は、許可制度開始から3ヶ月以内に届出を行うことにより破砕業の許可に移行できます。

許可制度開始時に破砕業を行っているが廃棄物処理法の業の許可を有していない事業者については、3ヶ月間は引き続き事業を行うことが可能です（その間に少なくとも許可の申請までを行う必要があります）。

【引取・破砕・ダスト引渡義務】（平成17年1月1日から適用）

解体業者又は破砕前処理のみを行う破砕業者から解体自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、引き取ります。

解体自動車を引取ったときは、再資源化基準に従い適切な破砕又は破砕前処理を実施します。（再資源化基準は、有用金属の分別回収や、シュレッダーダストに異物が混入しないように破砕を行うこと等です）

破砕前処理のみを行う破砕業者にあつては、前処理を行った解体自動車は、他の破砕業者（破砕処理を行う者）又は解体自動車全部利用者へ引き渡します。

破砕業者は、シュレッダーダストを自動車製造業者等に指定引取場所において引取基準に従って引き渡します。

電子マニフェスト制度を利用して、引取・引渡報告をおこないます。

自動車製造業者等（自動車製造業者・輸入業者）

「拡大生産者責任」の考えに基づき、自らが製造又は輸入した自動車を使用済となった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストを引き取り、リサイクル等を適正に行います。

【認定制度等】

自動車製造業者等は、リサイクルの実施にあたり経済産業大臣・環境大臣の認定が必要です。リサイクル義務者が存在しない場合のリサイクルの実施や履行が困難な小規模な事業者のリサイクルの実施の委託先として、指定再資源化機関に（財）自動車リサイクル促進センターが指定されています。

【3品目のリサイクル等】

シュレッダーダスト等の再資源化基準に従ったリサイクル等を実施し、実績を公表します。

自動車に製造・輸入した者の名称等を表示します。

電子マニフェスト制度を利用して、シュレッダーダスト等の引取を報告します。

その他再資源化義務の他に以下の責務を規定します。

自動車の設計上の工夫によるリサイクルの容易な自動車の開発

円滑なリサイクルのため、自動車の構造・部材に関する情報の提供

自動車所有者

使用済となった自動車を引取業者に引き渡します。

シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の3品目のリサイクル等に必要な料金を負担します。

1.リサイクル料金の負担

●自動車リサイクル法は2004年末頃から実施予定

●料金は原則、新車購入時に



●既に販売されている車については、別添スタート後の最初の車検時までに



支払っていただくこととなります。

（自動車の登録・車検時に支払いの確認がなされます。）

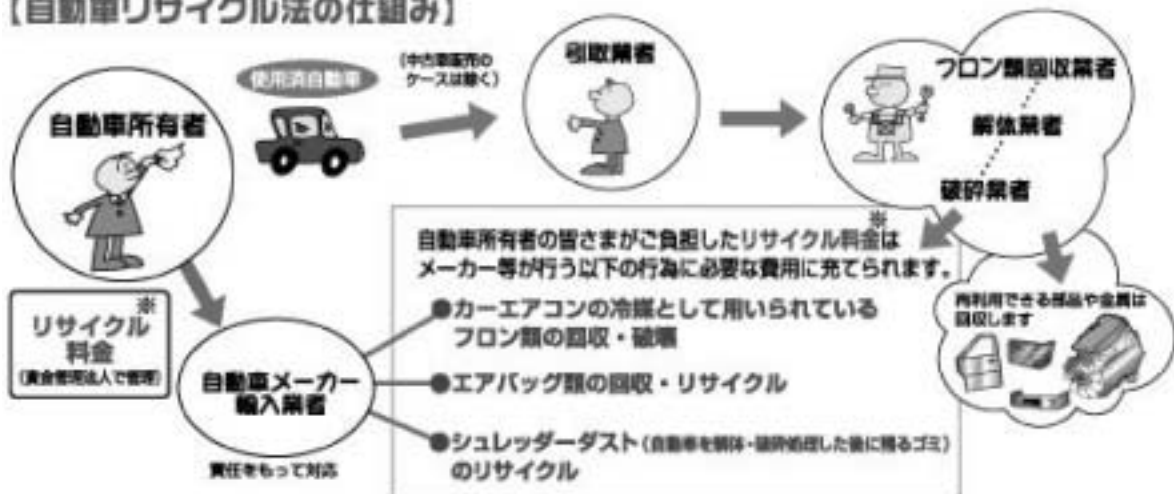
●リサイクル料金の具体的な額はメーカー・輸入業者が検討中ですが、車ごとに明示されることとなります。

*ご負担いただくリサイクル料金は必要最低限度まで第三者機関として委託する「資金管理法人」にて高い透明性と公開性のもとに厳格に管理されます。

2.使用済自動車の引取業者への引渡し

●使用済となった自動車は、自治体に登録された引取業者（新車・中古車ディーラー、整備業者、解体業者などを想定）に引渡していただくこととなります。使用済自動車は、自動車リサイクル法のもとできちんとリサイクルされます。

【自動車リサイクル法の仕組み】



注）自動車リサイクル法では原則全ての車種の旧車（旧車）が対象となります。（トラック・バス等の大型車、商用車等を含む。）

5 リサイクルに必要な費用について

リサイクル料金（リサイクル料金 + 情報管理・資金管理料金）

リサイクル料金は次の費用で、予め各自動車製造業者等が定め公表します。（不適切な料金設定に対して国が是正）

シュレッダーダストのリサイクル エアパック類（ガス発生器）の回収・リサイクル カーエアコンのフロン類の回収・破壊

（リサイクル料金の額は、シュレッダーダスト発生量の違いやエアコンの有無等により自動車ごとに異なることも考えられます。自動車製造業者等が料金を定めることにより製造業者間の競争が生じ、リサイクルが容易な自動車の開発等によりリサイクル料金の低減が図られることが想定されま）

情報管理・資金管理料金は次の費用で、情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）と資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）が経済産業・環境大臣の許可を受けて決定します。

情報管理料金：リサイクルに関する引取・引渡情報の一元管理など情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）による情報管理業務

資金管理料金：資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）による資金管理等

リサイクル料金等の預託方法

使用済自動車のリサイクルに要する費用に関し、自動車の所有者にリサイクル料金等の預託による負担を求めます。

リサイクル料金等の預託の時期は次のとおりです。

制度施行後販売される自動車については、新車販売時

制度施行時の既販車については、最初の車検時まで（当初3年間）

登録・車検を受けることのない構内車等は、使用済となって引取業者に引き渡すときまで

費用管理方法

自動車製造業者等の倒産・解散による滅失等を防ぐため、リサイクル料金は資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）を指定して管理します。

資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）の裁量権は最小限に抑え次のような運営を行うなど、高い透明性・公開性を確保することが大前提となっています。

資金運用方法の制限、「資金管理業務諮問委員会」の設置等を法定

監査法人による外部監査を義務付け

情報公開として事業報告、決算等の公表を法定、定期的な財務状況の公表

費用の支払い

自動車製造業者等は破産業者等のリサイクル関係業者からシュレッダーダスト等を引き取ったときはそれらのリサイクル料金の払渡しを資金管理法人に請求できます。

使用済自動車が中古車として輸出された場合、国内でリサイクルが行われることが無いことから、あらかじめ支払われたリサイクル料金について、最終所有者（輸出業者を想定*）はリサイクル料金の返還を請求することができます。（2年以内）

*リサイクル料金は中古車として転売する際には、中古車の本体価格に上乗せされ、次の所有者に引きつがれる実務が想定されており、この場合中古車輸出時の所有者は輸出業者となります。

剰余金の扱い

リサイクル料金のうち、輸出中古車につき返還請求がない場合や廃車ガラ輸出によりシュレッダーダストの処理が不要となった場合等で結果として発生する剰余金の用途については、以下のとおり限定されています。

不法投棄、野積み対応：自治体が代執行を行った場合に対する資金協力

離島対応：市町村が実施する共同搬出等の取組に対する資金協力

リサイクル料金の安全確実な管理等に必要なコストに充当

なお一定金額以上剰余する場合、将来の自動車所有者のリサイクル料金の割り引き。

6 電子マニフェスト制度（情報管理システム）の導入

電子マニフェスト制度*を導入し、使用済自動車が各段階の事業者間で適切に処理されていることを確認できる情報管理システムを構築します。

*登録・許可を受けている各関係業者が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、原則パソコン等を利用して情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に報告する制度

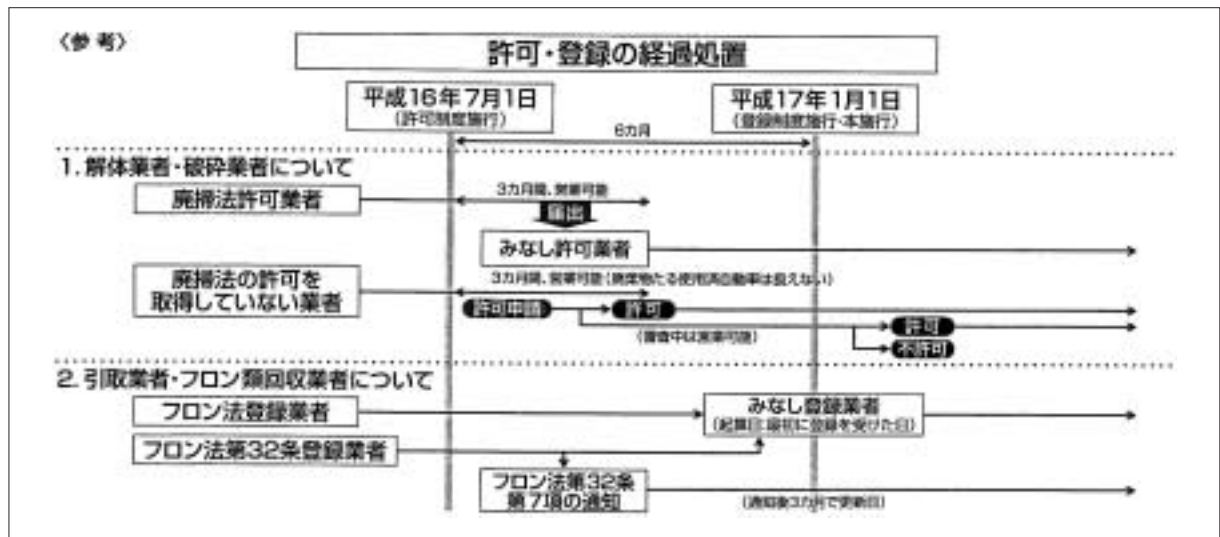
情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）への報告が一定期間内に行われなかった場合、関係業者に通知（確認通知）し、状況確認を求めます。さらに一定期間内に報告がない場合、その旨を登録・許可権者である都道府県知事等に報告（遅延報告）することにより必要な措置がとられ、適正な引取り・引渡しを担保します。

7 施行期日

関係規定毎に段階的に施行します。

シュレッダーダストのリサイクルプラントの整備、資金管理・情報管理システムの構築に時間を要することから、関係者への引取・引渡義務、リサイクル義務等については平成17年1月1日から施行（本格施行）されます。

解体業者・破砕業者の許可制度等については、平成16年7月1日から施行されます。



自動車リサイクル法に関するお問い合わせ先

石川県環境安全部 廃棄物対策課

資源循環推進室

TEL 076-225-1474

FAX 076-225-1473

お知らせ

平成16年度石川県商工労働部の主要施策について

平成16年度の県の当初予算が発表されました。昨年度から取り組んでいる行財政改革の歩みを加速するとともに、歳入・歳出全般にわたる徹底した再見直しを行い、健全財政の維持に努める一方、上向きつつある景気動向を本格的な回復軌道に乗せるための中小企業対策、新たな条例の制定による環境・消費者対策、少子化時代に対応した施策など、これまで以上に社会経済情勢の変化や県民ニーズに的確に対応するための施策の推進に重点を置くことにより、県民が安心して暮らせる個性豊かで活力にあふれた石川づくりに全力をあげて取り組むこととしています。ここでは、商工労働部当初予算主要施策概要の抜粋について紹介します。

1 本格的な景気回復に向けた中小企業支援と雇用のセーフティネット拡充

(1) 積極的な設備投資の誘発

- 拡 地域商工業活性化融資の拡充
融資枠の拡大
新規融資枠 20,000,000 千円
- 拡 設備投資に伴う土地取得を制度融資の対象に追加
- 拡 設備導入資金と制度融資の併用承認
- 拡 創業者支援融資の拡充
融資枠の拡大、貸付条件の緩和
新規融資枠 1,500,000 千円

(2) 中小企業の競争力強化

- ・ 石川ブランド製品の販売戦略の強化
 - 首都圏等での販売戦略の強化
新 販路開拓モデル事業の実施 2,200 千円
ホテルなど需要者サイドのニーズに対応した販路開拓
 - 拡 首都圏バイヤーズミーティングの拡充 7,000 千円
新製品説明会、展示会の開催（1 2日）
 - 受注開拓懇談会の開催 2,200 千円
 - 東京ビジネスサポートセンターの運営 5,470 千円
 - いしかわ伝統工芸フェアの開催支援 25,000 千円
 - いしかわクラフト展示ギャラリーの開設 5,500 千円
大都市圏での展示スペースの確保など
 - ミラノ&いしかわコレクションの開催 15,000 千円
伊デザイナーによる県産生地を用いたファッションショーの開催
 - 新たな販売ルートの開拓
石川県優秀新製品の販路開拓支援 56,850 千円
モニター調査、製品改良、広告宣伝に対する支援など
 - 共同受注グループ形成・受注促進のための専任スタッフの配置 17,640 千円
 - 官公需向けの新製品説明会・展示会の開催 1,000 千円
県内企業が開発したリサイクル製品、バリアフリー製品など
 - 女性誌とタイアップした伝統的工芸品魅力アップキャンペーンの実施 6,000 千円
- ・ 本県企業の海外戦略の強化
 - 海外展開企業の支援
新 国際ビジネスサポートデスクの設置 1,700 千円
拡 ニューヨーク事務所の開設（H16. 4月予定） 41,231 千円

国際ビジネスの支援拠点をサンフランシスコから移転		
-	海外受注・販路開拓支援	
	海外見本市への出展支援	4,000 千円
	海外展開企業支援融資の拡充	
	海外における販売促進に係る運転資金を融資対象に追加	
-	中国における販路開拓支援	4,800 千円
	アンテナショップの開催 (江蘇省、上海市)	
	韓国における販路開拓支援	4,500 千円
	大邱デジタル産業博覧会への出展など	
-	伝統工芸産業の海外展開支援	16,500 千円
	パリでの展示会 (メゾン・オブジェ) における企画展の開催、出展支援及び輸出業務支援など	
-	モノづくり再生支援プログラムの推進	
-	モノづくり技術の高度化	
	モノづくり高度化技術取得講座の開催	2,500 千円
	高度加工技術可能性調査、研究・開発への支援	63,000 千円
	繊維ニューフロンティアへの進出支援	10,000 千円
	産業資材等非衣料分野における産学官連携による新商品開発など	
	基盤技術高度化コンサルティングへの支援	2,600 千円
	新工業試験場研究員による技術支援派遣制度の創設	
	新電子・電気産業の品質管理の高度化支援	50,000 千円
	高性能プリント基板解析機器の整備 (工業試験場)	
-	モノづくり関連設備投資に対する支援	
	モノづくり再生支援融資	新規融資枠 2,000,000 千円
	モノづくり再生・経営革新企業設備貸与制度	新規貸与枠 500,000 千円
-	伝統工芸の新分野開拓に取り組む企業への支援	12,000 千円
	異業種融合、機能性向上による新商品開発を支援対象に追加	
(3)	将来を見据えた新産業の創出	
-	新産業分野の創造支援	
-	産業革新戦略の策定	12,000 千円
	県内産業の目指すべき方向性・課題の明示	
-	新次世代型産業の創成支援	4,600 千円
	新たなニッチトップ企業等の育成のための集中支援、知的財産の保護・活用支援	
-	研究開発段階に応じた技術開発の支援	197,472 千円
	事業化可能性調査、豊かさ創造プロジェクトに対する支援など	
-	脳機能計測診断支援システムの開発研究	4,500 千円
	知的クラスター創成事業に対する支援	
-	今後の成長を支える重点分野の研究開発(工業試験場)	15,800 千円
	情報通信、生命科学・バイオ、ナノテク・新素材、環境分野	
-	「石川新情報書府」の活用推進	34,000 千円
	第3期構想の策定など	
-	e-スタイルいしかわの開催支援	8,000 千円
-	いしかわサイエンスパークの新産業創造拠点化	102,650 千円
	賃貸施設「いしかわフロンティアラボ」入居企業への賃借料助成、いしかわクリエイトラボ入居企業に対する支援、研究所等立地促進補助金による企業誘致の促進など	
-	創造的産業等立地促進条例による企業誘致の推進	604,000 千円
-	地域中小企業支援センターの運営支援	33,000 千円

・新規創業に対する支援		
- 石川ベンチャーマーケットの開催		2,500 千円
ビジネスプラン発表会等による起業家支援など		
- 創業希望者に対する実践研修 (50名)		14,705 千円
- 地域のニーズに対応したコミュニティビジネスの創出支援		23,780 千円
- 拡 創業者支援融資の拡充 (再掲)	新規融資枠	1,500,000 千円
- S O H O に対する支援		
民間 I T インキュベータに入居する S O H O への支援		2,880 千円
いしかわ S O H O プラザ・クリエーションオフィスの運営		8,200 千円
S O H O 等の企画立案能力向上のための実践指導		5,000 千円
S O H O に対する受注促進のための支援		2,600 千円
・次代を担う人材の育成		
- 情報産業を担う人材の育成		
拡 高度 I T エンジニアの養成		27,100 千円
新 新事業創出マネージャー養成、新 デジタルアーカイブ研修など		
- いしかわモノづくり大学講座の開催支援		8,500 千円
- 新 石川デザインカレッジの開催支援		3,000 千円
デザイナー等に対するマネジメント研修		
(4) 中小企業の経営安定・強化		
・中小企業再生・事業転換支援プログラムの推進		
- 再生・事業転換特別相談の実施		10,000 千円
商工調停士による特別相談、経営改善計画策定支援		
- 事業転換のための計画策定支援		9,600 千円
転換可能性調査、社内セミナー開催助成、専門家の派遣		
- 再生・事業転換支援検討会の開催		2,970 千円
経営改善計画、事業転換計画の検討と支援方策の策定		
- 再生・事業転換フォローアップ診断の実施		4,200 千円
経営改善計画、事業転換計画実行に当たっての専門家によるフォローアップ		
- 再生・事業転換のための融資・保証枠の確保		
事業転換支援融資	新規融資枠	5,000,000 千円
中小企業再生・事業転換支援保証制度	新規保証枠	12,800,000 千円
・資金繰りの円滑化支援		
- 新 地区別金融円滑化懇談会の開催		3,221 千円
中小企業者の金融事情の聴取と金融施策への反映		
- 運転資金の拡充		
拡 経営安定支援融資の拡充	新規融資枠	46,600,000 千円
資金繰り支援融資の融資期間延長 7年 10年		
拡 小口融資の拡充	新規融資枠	34,500,000 千円
新 当座貸越分の創設		
(5) 雇用のセーフティネットの拡充		
・就業に直結する職場実習の拡充		
- 新 日本版デュアルシステムの実施		34,000 千円
企業実習と一体となった教育訓練 (100名)		
- 拡 中期職場実習の拡充 (100 120名)		12,571 千円
- 中高年齢者職場実習の実施 (2,000名)		168,405 千円
・就業機会の創出		
- 拡 若者しごと情報館の機能充実 (ワンストップサービス化)		65,807 千円
新 職場実習等受入企業の開拓、新 キャリアコンサルタントの設置、		
新 若年就業者の職場定着研修、		

併設ヤングハローワーク金沢での職業紹介	
- 大学等合同就職面接会の開催	4,683 千円
- 離職者等を対象とした再就職支援セミナーの開催(1,200名)	63,000 千円
- シルバー人材センターの運営支援 (15市町村)	7,500 千円
- 雇用拡大関連企業立地促進補助金による企業誘致の推進	375,500 千円
- 緊急雇用創出特別基金の活用による雇用の創出	
県分 (教育、環境美化など41事業)	655,610 千円
市町村分 (市町村212事業)	907,372 千円
・職業能力開発体制の充実	
- 離職者等の高度人材養成研修の実施 (1,265名)	346,060 千円
- 企業ニーズに対応した在職者訓練の実施(1,130名)	8,578 千円
- 小松高等技術学校の改築整備	423,435 千円
新計測制御技術科、新CAD オペレーション科、 新環境管理科の設置 (H16年秋)	

2 環境配慮型社会への移行

- 「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」の制定による総合的な施策展開 -	
(1) 環境にやさしい地域社会の創造	
・ゼロエミッション行動計画の推進	
- 食品残さ等のゼロエミッション推進	
ゼロエミッション技術の研究開発(工業試験場)	3,200 千円

3 県民生活の安全・安心の確保

(1) 食の安全・安心確保総合対策の推進	
- 食の安全確保対策の強化	
新食中毒の原因となる菌の迅速検査方法の研究 (工業試験場)	2,700 千円

5 豊かで暮らしやすい地域づくり

(2) 中心市街地の再生・活性化	
・魅力ある商店街づくり	
- 活性化モデル商店街への支援	117,669 千円
新飯田町商店街、新近江町市場商店街ほか5箇所	
- 商店街のハード整備に対する支援	30,684 千円
新七尾街づくりセンター	
- 商店街事務局の強化支援	22,960 千円
常駐マネージャーの配置	
・県庁跡地の利用に向けた検討・環境整備とにぎわいの創出	
- 拡若者しごと情報館の機能充実 (再掲)	65,807 千円
- 金沢中心商店街の四季折々のイベント支援	10,000 千円

6 いしかわの個性の創造と交流の拡大

(1) 新たな文化資産の創造と発信	
・金沢城と兼六園の魅力の発信	
- 「金沢城四季物語」の展開	40,000 千円
金沢城や兼六園を活用した多彩なイベントを開催	
(2) 活気あふれる観光県づくり	
- 新観光振興行動計画 (仮称) の策定	5,000 千円
ほっと石川観光プランの見直しとアクションプランの策定	
- 観光振興行動計画 (仮称) の先行実施	

新 観光地再生モデル計画策定への支援	4,000 千円
新 石川ツーリズムセミナーの開催	2,400 千円
観光振興のための地域リーダーの育成	
拡 中国、韓国、台湾からの誘客促進	42,329 千円
観光旅行博への出展、新 江蘇省・上海市への観光ミッションの派遣、	
新 江蘇省での本県観光テレビCMの発信、	
新 中国・台湾のテレビドラマロケ誘致など	
拡 インターナショナルスクールとの交流による国際観光の推進	1,000 千円
新 サマーキャンプ、日本文化体験ツアーの実施など	
- 誘客キャンペーンの推進	126,063 千円
「加賀百万石」ブランドを活用した誘客促進、	
三大都市圏等における観光石川の発信、	
新 「義経」関連旅行商品の造成、修学旅行の誘致など	
- 個性豊かな温泉地の形成	28,000 千円
温泉地まちづくり活動への支援	
- 観光案内標識の整備	42,200 千円
加賀温泉郷周辺など	
- 快適観光空間の整備支援	6,800 千円
観光スポットにおける利便施設等の整備	
(3) 世界に開かれたいくづく	
- 中国江蘇省との地域活性化交流の推進	
経済協力交流	6,500 千円
新 国際ビジネスサポートデスクの設置 (再掲)、	
新 江蘇省・上海市でのアンテナショップの開催 (再掲)	
観光協力交流	9,429 千円
新 江蘇省・上海市への観光ミッションの派遣 (再掲)、	
新 江蘇省での本県観光テレビCMの発信 (再掲)	
- 国際ガラス展・金沢2004の開催	12,000 千円
(4) 空港を核とした交流ネットワークの形成	
- 能登空港	
能登の旅情報センターの運営	10,460 千円
7 いしかわの未来を支える人づくり・いきいきと暮らせる社会づくり	
(6) 男女共同参画社会の実現	
- 男女共同参画意識啓発の充実	
事業所における仕事と家庭の両立推進研修の開催	500千円
9 持続的発展に向けた農林水産業の基盤づくり	
(2) 販売・販路の拡大強化	
- 県産農産物を活用した機能性食品の研究 (工業試験場)	1,400 千円
10 地方分権時代における行政システムの改革	
(1) 政策実行のための体制・運営システムの見直し	
- 拡 公設試験研究機関への外部評価導入の拡大	1,038 千円
(4) 時代の変化に対応した業務の効率化	
- 緊急雇用創出特別基金を活用した行政情報の電子データ化(再掲)	50,173 千円
新 森林関係図、新 遺跡・文化財情報、軍歴資料など	

個別専門相談室開催のご案内

さて、このほど組合並びに組合員のみなさまが直面する多種多様な問題に対応するため、本会では個別に専門家を招聘し、個別専門相談室を設け、下記により開催することになりました。

なお、相談につきましては、組合等、中小企業任意グループ及び公益法人等についても対象となります。又、相談は無料となっておりますのでお気軽にご相談ください。

相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。

TEL 076 - 267 - 7711 担当 組織振興課・元木まで

= 日 程 =

開催日	時間	内容	専門相談員
4月20日(火)	10:00～12:00	税務・経営相談	税理士 坂井 昭衛
5月11日(火)	13:00～15:00	法律相談	弁護士 久保 雅史
	15:00～17:00	登記相談	司法書士 久保 均

= 場 所 =

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター本館3階 石川県中小企業団体中央会 会議室

平成16年度中央会役員会、表彰式 並びに通常総会の日程について

開催期日 平成16年5月28日(金)

役員会

開催場所 石川県地場産業振興センター 本館 第1会議室

表彰式及び第49回通常総会

開催場所 石川県地場産業振興センター 新館 コンベンションホール

懇親パーティー

開催場所 石川県地場産業振興センター 本館 アイエリア

なお、時間等詳細につきましては、決まり次第、ご案内いたします。

市町村合併に伴う定款の変更事項等について

この3月1日に、河北郡高松町、宇ノ気、七塚町の3町が合併して「かほく市」が誕生し、県内では、今後さらさらに9つの合併が予定されています。

これら市町村合併に伴い、組合の定款第3条（地区）、第4条（事務所の所在地）を変更する必要があり、組合名称についても検討の必要が考えられます。また、定款変更認可後2週間以内には登記が必要となります。今回は、かほく市を例に「地区」及び「事務所の所在地」の変更の場合について紹介します。

変更前の条文

(地区)

第3条 本組合の地区は、市及び河北郡（高松、宇ノ気、七塚）町の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を河北郡（高松、宇ノ気、七塚）町に置く。

変更後の条文

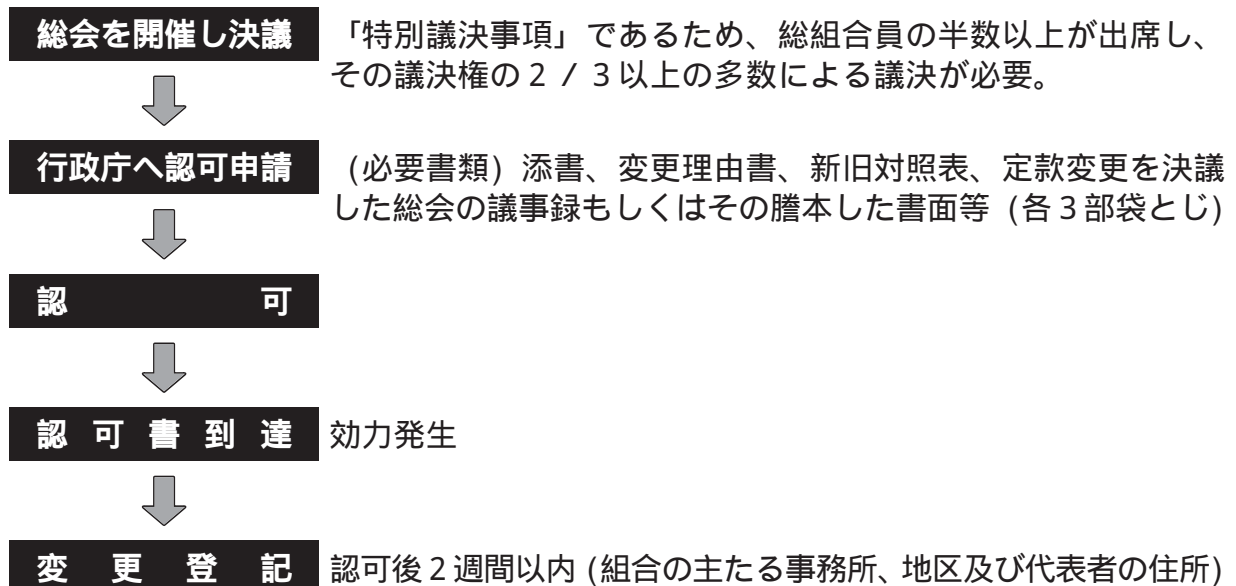
(地区)

第3条 本組合の地区は、市及びかほく市の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所をかほく市に置く。

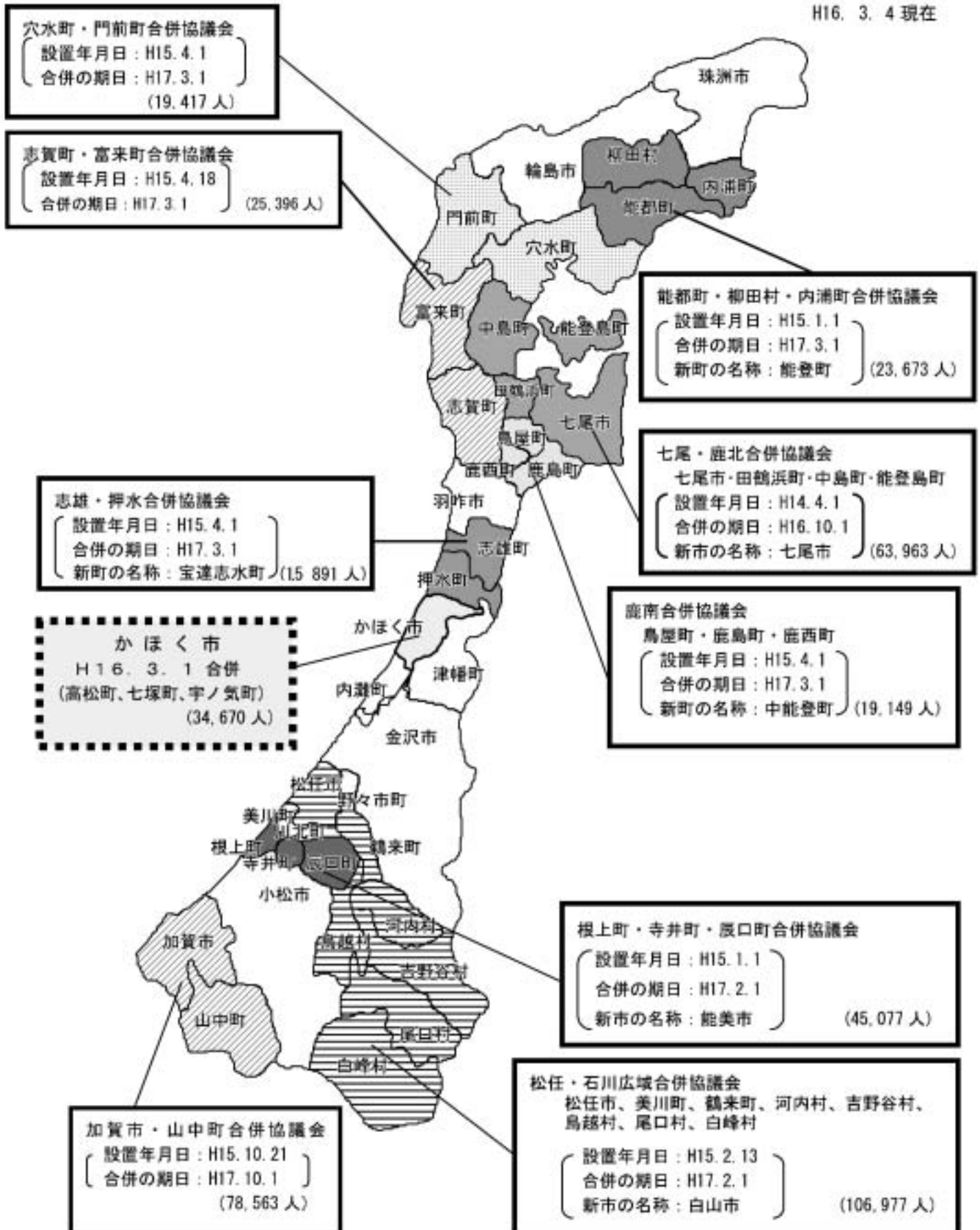
【定款変更の手順】



なお、定款変更をご検討の際は、準備段階で中央会 (076 - 267 - 7711) までご相談下さいますようお願いいたします。

市町村合併の取組状況

H16. 3. 4 現在



※ 人口は、平成 12 年 10 月国調による

第56回 中小企業団体全国大会（新潟県）について

大会の目的

中小企業は、わが国経済の原動力として生産、流通貿易などあらゆる分野で、多種多様な財・サービスの供給、雇用機会の確保等を通じて国民生活を支え、その発展・向上に大きく寄与してきたが、近年、中小企業を取り巻く経済環境は、個人消費の低迷、設備投資の減少、雇用情勢の悪化、更には深刻なデフレ状況にあり、中小企業はかつてない厳しい環境に直面している。

このような環境の中にあって、中小企業が健全な発展を遂げていくためには、持ち前の機動性、柔軟性、創造性を発揮し、経営革新や新規事業に積極果敢に取り組むとともに、中小企業組合をはじめとする多様な連携組織のネットワークを活用し、経営資源の相互補完や新事業の積極的な展開を図っていくことが極めて重要である。

今回の全国大会は、わが国の経済構造が変革期を迎え、そして厳しい経済情勢の中で、経済再生の先導役である中小企業の大いなる発展と21世紀の活力ある経済社会を築き上げるための重要な大会である。

本大会は、「今、変革の時...組織の力で挑戦！」をキャッチフレーズに、全国の中小企業団体の代表が一同に会し、自らの決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興の強化充実を訴え、組合連携組織を基盤とした中小企業の安定的な発展と豊かな社会の充実を図ることを目的とするものである。



期日及び場所

日	時	平成16年11月11日(木)	午前10時～午後1時
場	所	新潟コンベンションセンター「朱鷺メッセ」	新潟市万代島6-1
参	加	者	約5,000名
来	賓	関係大臣、各政党代表、中央関係機関の長、県内外各関係機関の長	
大	会	内	容
			議事（議案審議、意見発表、決議）
			宣言
			大臣祝辞
			表彰式（優良組合・組合功労者・中央会優秀専従者）

主 催

全国中小企業団体中央会
新潟県中小企業団体中央会

大会運営

大会名誉会長	新潟県知事
大会名誉副会長	新潟市長
大会会長	全国中小企業団体中央会長
大会実行委員長	新潟県中小企業団体中央会長

当中央会からの参加行程等につきましては、新年度に入り決定しましてからご案内させていただきます。

皆様の多数のご参加をお待ちしております。

きっとお役に立ちます、いちど利用してみませんか。

地元の事情に
精通

頑張ってます！

交通・宿泊費
軽減

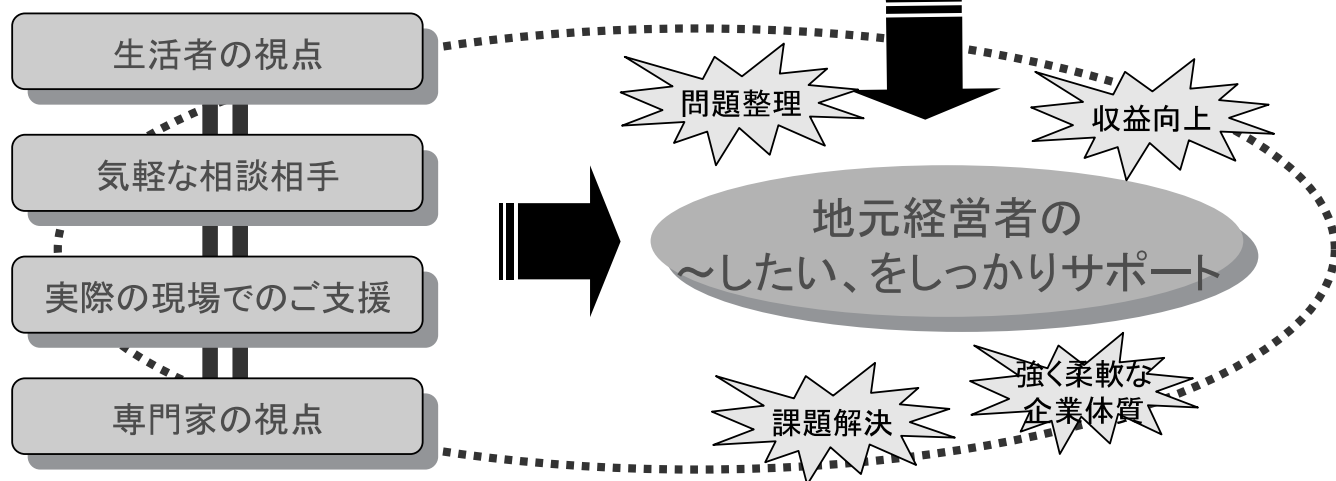
石川の中小企業診断士

企業の経営改善に関することなら、何でもお手伝いさせていただきます

どんなことでも
ご相談下さい

例えば……

- トップの考えを整理したい
- きちんとした経営計画を立て、しっかり実現したい
- 販路の開拓をしたい
- 顧客満足を向上させたい
- 工場や物流、組織の効率化を図りたい
- 社員のやる気や能力を向上させたい
- 競争相手を研究したい
- 関連先にセミナー講師を派遣したい
- 情報システムを構築したい
- 人事・労務諸制度を整備したい
- 資金調達や資金繰りをラクにしたい
- サプライヤーやアライアンス先を探したい
- 海外展開をしたい
- ISOを認証取得したい
- 行政の支援を受けたい



ご利用はカンタン、お気軽にご連絡ください。
県内120名の登録者の中から優秀な診断士をご紹介します

交通・宿泊費がほとんどかからないうえに、地元の事情に精通しているなど、石川県の診断士には地元ならではのメリットが。現在(社)中小企業診断協会石川県支部に登録している診断士は約120名。それぞれ専門知識と経験を生かして各方面で活躍しています。

ご利用は右記までご一報下さい。担当の者が県内診断士ネットワークの中からご要望にベストマッチする専門家をピックアップしてご紹介させていただきます。

ご挨拶

(社)中小企業診断協会 石川県支部
支部長 島村 茂



最近の経済情勢は、不況の長期化によりますます厳しくなっております。特に、地方の中小企業にとっては金融情勢の不安定化もあり試練の時期が続いています。

ご存じのように経済産業大臣登録資格である中小企業診断士は、国の中小企業施策を側面から支援し、また求めに応じて企業に対する経営コンサルタント業務を行うなど、景気低迷の昨今、ますますその役割を増しております。

とくに私たち地元の事情に精通した石川の中小企業診断士は、地域経済の活性化のために各方面から大いに期待されているところであります。企業経営に関するご相談先をお探しなら、ぜひいちどわたくしたちにお声がけください。



中小企業診断士には資格取得後も厳しい登録更新要件が課せられ、日々研鑽を重ねています。



(社)中小企業診断協会石川県支部

〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター本館3階
石川県中小企業団体中央会内

TEL(076)267-6030 FAX(076)267-7720 URL <http://www.sindanishikawa.com/>

相談コーナー

日常の法律問題 あれこれ

弁護士 久保雅史



請負業者が倒産した場合、建設中のマイホームはどうなるのですか？

Q1

私は長年の夢であったマイホームを建てることにして、Y会社と建物工事請負契約を締結しました。工事代金は2,000万円と決めましたが、前渡金として200万円と1,500万円を支払っています。

ところが、まだ工事は半分程度しか出来ていない段階で、Y会社が倒産し破産宣告を受けてしまいました。工事代金2,000万円のうち1,700万円も支払ったのに、まだ建物は未完成のまま工事がストップしています。私はどうしたらよいのでしょうか？

A1

1. 請負人の破産については、注文者の破産の場合と違い、民法や破産法に特別な規定がないことから破産法59条の適用があるか否かについては学説上の争いがあります。

私は、請負契約も財産関係の一つとして、双務契約の原則規定（法59）の適用があると考えます。

2. 法59条の適用がある為には

破産宣告前の契約であること

双方未履行であることが必要です。

あなたの場合、破産宣告前に締結した請負契約について、Y会社の工事完成義務

は未履行ですし、あなたの工事代金支払義務は未履行ですから法59条の要件に該当します。

3. 法59条の適用があると、破産管財人は工事請負契約を解除するか、履行を選択し契約内容となっている工事を完成させることができます。

4. 履行請求

破産管財人が履行を選択した場合には、破産者に仕事を完成させることができますし、第三者に報酬を支払って仕事を完成させることができます。

この場合、請負契約に基づく報酬請求権は破産財団に属し、完成した建物は注文者に引渡されることとなります。第三者が破産管財人の仕事を手伝って建物を完成させた場合、その労務に対する報酬は財団債権として、破産管財人より第三者に支払われます。

5. 契約解除

これに対して、破産管財人が請負契約を解除した場合には、契約は将来に向かって効力を失います。

請負人が破産すると、従業員を解雇して事業を廃止するのが通常でありますから、ほとんど請負契約を継続できなくなります。

そこで、破産管財人は、契約を解除して出来高に相当する報酬請求権を破産財団に組入れます。

契約を解除された結果、あなたが支出した前渡金については財団債権として破産管財人に請求できます。



家主が破産した場合、借家から出ていかなければならないのでしょうか？

Q2

私は、2年間の建物賃貸借契約を締結して、その建物に住んでいます。ところで、今般、賃貸人が自己破産してしまいました。私の賃借権は継続するのでしょうか？

A2

賃貸借期間中に、賃貸人が破産すると、賃貸人は建物を使用させる義務を負い、賃借人は賃料支払義務を負って、双方未履行の双務契約とみなされます。

この場合、双方未履行の契約の取扱いを定めた破産法59条が適用されるか、民法にも規定がないので学説判例で争いがあります。

従前は、適用肯定説が多数であり、破産管財人の解除権を認めていました。

しかし、そうすると、賃借人は自己に何らかの責任がないにも拘わらず、即時に居住権を失ってしまう結果となり、借地借家法に反します。民法は賃借人破産の場合について規定（民621）していますが、賃貸人の破産の場合に何らかの定めをしていないこと自体が一つの特別規定であるとして、破産法59条以下の適用を全面的に排除するのが正しいと考えます。

従って、賃貸人が破産宣告を受けても、賃貸借関係は何ら影響はなく継続しますので、賃借人はその賃料を破産財団に支払えばよいのです。



相談コーナー

日常の経営問題 あれこれ

中小企業診断士 坂井昭衛



平成15年の消費税の改正で、事業者免税点制度の見直し等が行われた。そこで組合において、新たに課税事業者となる組合もあり、いま一度、消費税の課税取引か非課税取引か不課税取引かを見直す必要がある。

Q1

組合等の収入は、事業収入と組合員からの賦課金収入（会費、組合費等とも同じ）で、その賦課金収入が消費税法上、課税対象外として不課税取引で関係ないと思われ、事業収入のみが課税対象として、計算或は免税業者と認識されて来ましたが、その根拠はどのようになっているのでしょうか？

A1

消費税の課税対象となるのは「国内において、事業者が事業として、対価を得ての資産の譲渡、貸付、役務の提供である」と定義づけられ、この要件に満たされないような取引は消費税の課税対象とはならず、一般に「不課税取引」と呼ばれている。即ち会費、組合費等は対価性のない取引であって、内部取引である。

組合として通常の業務運営のために経常的に要する費用を組合員に分担させ、組合の存立を図ると云う通常の一般賦課金は課税対象外、不課税取引とする。

しかし、組合の賦課金は教育情報事業や福利厚生事業費を賄う場合もあり、組合が存立を図る通常の賦課金と判断しても、組合員には組合からの通知がなければわからない。

このことからすると、組合の賦課金のほとんどが判定困難な賦課金に該当すると思われる。

Q2

組合が組合員から賦課金収入を受け入れる場合、課税対象か課税対象外（不課税取引）とするか判断が決められない。その時はどのような基準で判定するのがよろしいでしょうか？

A2

賦課金収入が、組合と組合員と取引において、役務提供が両者に明白な対価関係があるかどうか判定の基準であるが、その判定が困難な賦課金について、継続して、組合が、課税売上に該当しないものとして、組合員にその旨を通知し、かつ、賦課金を支払う組合員がその支払を課税仕入に該当しないものとしている場合は、その賦課金は課税対象外となる。

組合員への通知としては、賦課金徴収方法を定める議案及び収支予算に、賦課金について、課税対象か課税対象外かを記載する。

賦課金の請求書、領収書等に、その旨を明記する等により、賦課金を支払う組合員に周知させることが必要で、次のような方法をとると良い。

- (1) 総会で賦課基準、徴収方法を定める。
- (2) 収支予算により賦課金を何の費用にあてるために徴収するかを明らかにする。
- (3) 賦課金により賄う費用としては、非経済事業費（教育、調査、福利厚生等）及び管理費（人件費、事務所費、会議費等）があり、経済事業費には支出しない。
- (4) 賦課基準は、均等割と差等割とがあり、差等割の基準として、企業規模（売上高、出荷高、従業員数、機械台数）資本金、店舗の間口、等がある。
- (5) 前期の共同事業取扱高を基準として賦課金額を徴収した場合は、手数料の追加徴収とされた例があるので、共同事業取扱高を賦課基準とするときは、合理的な根拠が必要になる。（「中小企業組合のための消費税の手引」より抜粋）

Q3

組合事業として、教育事業や、福利厚生事業等を実施する場合に、参加者から徴収する参加料と、組合賦課金で賄うとでは取扱は異なるようですが？

A3

教育研修会の参加者から参加料を徴収するときは、受講料の性格があるものとして、課税売上（第5種）になる。従って、参加料は「参加料収入」として、処理し、事業から直接に減額する処理は行ってはならない。

一般的に、会計上総額主義として、収入と費用を分けて処理することになっている。また、青年部費、婦人部費等として本会計から支出した補助額のみを処理すること

があるが、これらの事業が組合事業として実施されたのであれば総額主義により費用金額と、参加料収入を計上しなければならない。税法では交際費課税（法人税法）と消費税の免税事業者と簡易課税事業者の判定及び課税売上割合に影響する。

定例総会等の費用を賄うため徴収する特別参加費は、団体、組合等が自己の組織的活動の一環として催す総会又はブロック大会に際して、その費用を参加者に負担させているものであり、対価関係が認められない故、課税対象外（不課取引）と取扱われる。

Q4

組合等が特別事業として、特別賦課金等で徴収する場合について、それぞれの事例をあげて、課税取引又は不課税取引かの判断基準を説明して下さい。

A4

創立 周年記念事業実施のため、徴収する特別賦課金は、明白な対価関係があると認められないので、課税対象外となる。

共同店舗の施設維持・管理費（減価償却費を含む）を、組合員が営業を行っている専有区画の面積に応じて算定して徴収する特別賦課金は店舗利用料の性格があるものとして、課税売上になる。

同業者組合が宣伝事業にあてるため徴収する賦課金は、その構成員に対して、特定の役務の提供を行うために対価と認められ、消費税の課税売上になる。

なお、その宣伝事業のために要した費用の全額について、組合員ごとの負担割合があらかじめ定められていて、組合において、その負担割合に応じてその宣伝事業をそれぞれの組合が実施したのものとして、その負担金収入を組合員からの預り金として経理している場合には、組合は負担金収入を課税対象外としてもよい。

本誌編集に貴重なご意見，ご指導を頂いている編集委員の方々。

活性化情報編集委員

石川県商工労働部経営支援課
主 幹 川 口 正 人

商工組合中央金庫金沢支店
次 長 南 園 良 春

ウイング北陸総合衣料商業協同組合
専務理事 村 田 純 一

石川県中小企業団体中央会
専務理事 河 内 宏

中央会情報No.94

発 行 / 平成 16 年 3 月

発行者 / 石川県中小企業団体中央会

中央会のしごと

中小企業団体中央会は、各都道府県に一つ設置された47の都道府県中央会と、中央に全国中央会とがあり、中小企業等協同組合法に基づき、中小企業組合の指導連絡機関として設立されている団体で組合等を会員として、国・県・市の助成金等により運営され、組合及び中小企業の健全な発展を図ることを目的としています。石川県中小企業団体中央会の主な事業は次のとおりです。

組合の設立

組合の設立相談に常時応じています。組合制度の説明、認可行政庁との連絡・調整、創立総会の運営など組合設立まで一貫したお手伝いをいたします。

組合の運営

組合運営上の問題（法律、会計、税務、事業運営、管理等）の相談に常時応じるとともに、直接組合を巡回して相談に応じています。また、組合が特別の問題を抱えその解決に専門的な知識を必要とする場合には、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家を派遣する「個別専門指導事業」を実施しています。

青年部の育成

組合の次代を担う青年部の結成・運営等の相談に常時応じています。また、組合青年部が実施する研修会、研究会などに「青年部研究会補助金」を交付するとともに、青年部の連合組織である石川県中小企業青年中央会の活動を支援しています。

女性部の育成

女性のもつ斬新な英知と感性をもつ女性部の結成・運営等の相談に常時応じています。又、石川県中小企業団体中央会女性部の活動を支援しています。

人材養成

中小企業の経営者、若手後継者、従業員、組合等の役職員を対象に組合管理者講習会、青年部講習会、各種研修会を実施しています。

官公需

中小企業の官公需受注の拡大を図るため、県内の官公庁より発注及び落札等の情報を収集し、組合への提供を行っています。また、「官公需適格組合証明」申請の指導を行っています。

任意組織、共同出資会社等の設立・運営

任意組織、共同出資会社、公益法人等、組合以外の多角的連携組織を中央会の指導対象範囲に加え、その設立・運営の相談に応じています。

助成事業

組合等の運営の健全化並びに組合業界の振興発展を図るため、「活路開拓ビジョン調査事業」をはじめ各種の事業に対してその経費を助成しています。

融合化

優れた技術や知識を集約して「創造的事業活動促進法」に基づく新製品・新技術を研究開発し、需要開拓を目指す組合を支援する「融合化開発促進事業」、及び異業種グループの組織化や異業種組合等の研究開発事業をサポートする「融合化組合等集中指導事業」を実施しています。

労働

労働時間短縮、労働環境の改善など組合や組合員企業の労働に関する相談に常時応じています。また、「労働力確保組合集中指導事業」などを通じて人材確保等の支援を図っています。

表彰、後援、建議・陳情

国や石川県への優良組合、組合功労者等の表彰申請に関し推薦を行うほか、必要に応じ政府、政党、地方自治体、その他関係方面に対し建議・陳情又は要望を行っています。

情報化

組合の情報ネットワーク構築に対しての企画調査やシステム設計に助成するほか、組合や組合員の情報化やマルチメディアに関する相談に専門家を派遣する事業を実施しています。

情報の提供

機関誌「中央会会報」及び「組合活性化情報」を定期的に発行し、中小企業や中小企業組合に関する各種の情報を提供しています。

調査、研究

毎年「中小企業労働事情実態調査」を実施しているほか、県内主要業界に情報連絡員、景況調査員を配置し、景気動向を調査しています。また、組織化、組合運営、サービス、近代化、組合人材、業種別活性化等をテーマに「組合特定問題研究会」を実施しています。

P L 保険・各種共済制度の普及

P L（製造物責任）法の施行による損害賠償に備え、中央会独自の中小企業P L 保険の加入を促進しています。また、生命保険会社とタイアップして個人年金や疾病保険等の団体加入を促進するほか、国の中小企業倒産防止共済制度、小規模企業共済制度の業務委託団体としてその普及拡大に努めています。